

第3期

深川市まち・ひと・しごと創生

総合戦略

～デジタル田園都市国家構想の実現を目指して～

(素案)

地方創生



SDGs

2025年(令和7年) 月策定
北海道深川市

(裏表紙)

第3期深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

= 目次 =

I はじめに	1
1. 第3期総合戦略策定の趣旨 -----	1
2. 総合戦略の位置づけ -----	1
3. 計画期間 -----	2
4. SDGs との関係 -----	2
II 基本的な考え方と推進方針	3
1. 人口減少対策の必要性 -----	3
2. 第2期のまとめ -----	4
3. 国及び北海道の総合戦略との関係 -----	4
4. 産官学金労等による推進体制 -----	7
5. 施策の推進に共通した手法 -----	7
6. 目標設定と効果検証 -----	9
III 基本目標と施策	10
基本目標1 産業を育て、安定した雇用を創出する -----	11
（1）本市を支える農業等の維持発展 -----	11
（2）地域資源を活かしたものづくり産業の振興 -----	14
（3）企業の経営体質強化と商店街づくり -----	15
（4）企業誘致の推進 -----	16
（5）労働力の確保 -----	16
基本目標2 本市の魅力を発信し、ひとを呼び込む -----	18
（1）移住・定住の推進 -----	18
（2）関係人口の創出・拡大 -----	19
（3）観光・スポーツ・文化などを通じた交流人口等の拡大 -----	20
（4）本市の魅力を発信 -----	22
基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる -----	24
（1）男女の出会いをつくる -----	24
（2）子育て支援の充実 -----	24
（3）周産期医療の提供体制等の確保 -----	26
（4）仕事と子育てを両立できる環境づくり -----	27

基本目標 4 「行ってみたい」「住んでみたい」「住み続けたい」まちをつくる	29
(1) 住環境の整備	29
(2) 雪国の快適な生活環境づくり	31
(3) 公共交通の確保	32
(4) 安心を支える健康・医療・介護施策の充実	33
(5) 未来を担う人づくり	35
(6) 防災などの暮らしの安全	37
(7) カーボンニュートラルの推進	39
(8) デジタル技術を活用した市民生活の質の向上	39
(9) デジタル技術を活用した行政サービスの推進	41
(10) 広域連携の推進	42

付属資料 ----- 43

1. 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるSDGsの考え方	43
2. まち・ひと・しごと創生法	50
3. 策定までの経過	54
4. 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会	55
5. 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内検討委員会	58
6. 意見募集等の状況	60
7. 深川市議会地方創生特別委員会	60
8. 庁議	60

I はじめに

1. 第3期総合戦略策定の趣旨

我が国では、世界に類を見ない急速なペースで人口減少、少子高齢化が進行しており、生産年齢人口の減少が、我が国の経済成長の制約になることが懸念されています。

こうした中、国においては、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の施行後、地方創生の取り組みが本格的に始まってから10年の節目を迎えるにあたり、「地方創生10年の取り組みと今後の推進方向」を取りまとめ、「地域によっては人口増加や、2013年当時の人口推計の値を上回る場所もあり、の中には地方創生の取組の成果と言えるものが一定数ある」と評価した一方で、「国全体を見たときに人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っておらず、地方が厳しい状況にあることを重く受け止める必要がある」と総括しました。

本市においても、総合戦略策定時（2015（平成27）年）の21,957人から18,819人（2023（令和5）年）と、8年間で約3,000人の減少となるなど、全国・全道に比べかなり早い速度で人口減少が進み、依然として大変厳しい状況にあります。

これらの課題の打開に向けては、これまでの総合戦略で根付いた地方創生の意識や取り組みを継続していき、地方創生に効果が高い施策は確実に推進し、より高い成果を目指すとともに、課題が生じているものについては解消策を再検討するなど柔軟に対応することが重要です。

本総合戦略は、人口減少の状況を直視しつつ、SDGs等の時代の潮流を捉えながら、地方創生に向けた施策を切れ目なく進めるとともに、近年の社会経済情勢の変化に対応できるよう策定するものです。

2. 総合戦略の位置づけ

○まち・ひと・しごと創生法に基づく計画

本総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定するもので、深川市の人口ビジョン（改訂版）を踏まえ、本市のまち・ひと・しごと創生に関する「目標」や「施策の基本的方向」などを定めた計画と位置づけます。

○第六次深川市総合計画との関係

第六次深川市総合計画は、まちづくりの指針となる本市の最上位の計画です。

したがって、本総合戦略は、総合計画のなかから、まち・ひと・しごと創生に関して重要と考える施策を中心に抽出するとともに、新たな視点も加え、それらについての具体的な事業や数値目標を定めた計画としています。

※1 まち・ひと・しごと創生とは

次の「まち」「ひと」「しごと」を一体的に推進すること。

「まち」国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成
「ひと」地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保
「しごと」地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

3. 計画期間

本総合戦略の計画期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

4. SDGs※2との関係

本市の総合戦略では、人口減少下においても、将来にわたり安心して暮らし続けることのできる「持続可能なまちづくり」、「人口減少に負けない活力あるまちづくり」を取り組みの基本方向としており、SDGsの理念と合致する各種施策をすでに推進している状況にあります。

そこで本総合戦略とSDGsの達成を見据えた政策展開との関係性を「Ⅲ 基本目標」において視覚化することで、関係するSDGsの17の目標（ゴール）を分かりやすく示しています。



※2 SDGs

Sustainable Development Goalsの略であり、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。また、国が示す「持続可能な開発目標」(SDGs)実施指針において、政府全体及び関係府省庁における各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGsを主流化することとされています。本市の創生総合戦略におけるSDGsの考え方については、付属資料43ページに掲載しています。

Ⅱ 基本的な考え方と推進方針

1. 人口減少対策の必要性

本市の人口は、「深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」でも示すとおり、1963（昭和38）年の市政施行後、1970（昭和45）年の多度志町合併による人口38,373人をピークに減少を続けています。

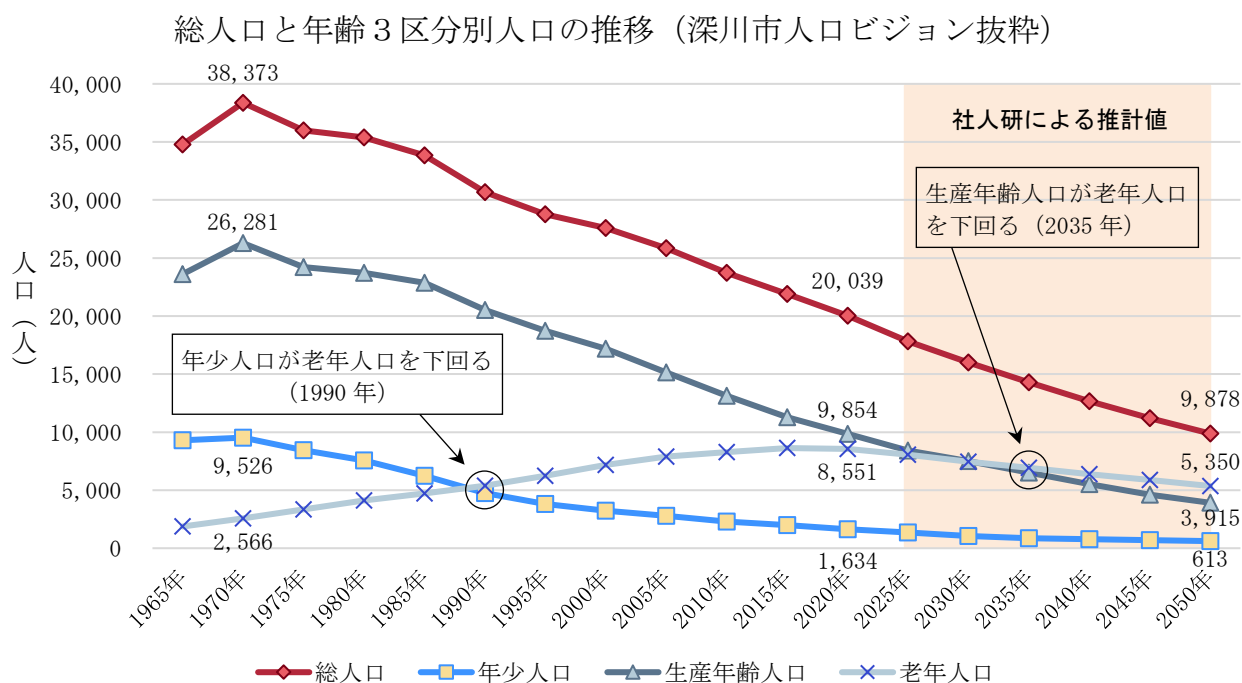
また、生産年齢人口及び年少人口は、総人口の減少に比例して減少を続け、逆に、老年人口は上昇しており、1990（平成2）年には年少人口が老年人口を下回りました。

国立社会保障・人口問題研究所による今後の人口推計では、2035（令和17）年には生産年齢人口が老年人口を下回り、2050（令和32）年の総人口は、2020年時点から50.7%減少し、9,878人と推計されています。

人口減少は、本市経済に消費市場の規模縮小だけでなく、基幹産業である農業の従事者不足や商工業の人手不足を生み出すなど広範囲に影響が及んでおり、農地の荒廃による環境悪化、また、事業の縮小や廃業を迫られるような状況を生み出しかねません。こうした地域経済の縮小は、市民の経済力の低下につながり、高齢化の進展もあいまって地域社会の様々な基盤の維持を困難なものにしようとしています。

これらのことから、人口減少を克服し、地域社会の活力を取り戻すため、市民をはじめ国・北海道・近隣自治体とともに危機感と問題意識を共有して、まち・ひと・しごと創生に関する各種の施策を推進していく必要があります。

総合戦略は、そのために必要な施策推進の指針として定めるものです。



2. 第2期のまとめ

2020年度から2024年度の5年間を戦略期間として策定した第2期の「深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、総合戦略に設定した58項目の数値目標及び重要業績評価指標（KPI）の4年経過後の2023（令和5）年度末時点での評価を見ると、「地方創生に非常に効果があった」が21項目36.2%、「地方創生に効果があった」が17項目29.3%となり、進捗が良好と判断できるものの合計は38項目65.5%となっています。

これに対し、「地方創生に対して引き続き一層の努力が必要」が16項目27.6%、「外的要因や災害等により実績値が低下などした」が2項目3.4%と、合計31%の項目の進捗が遅れている状況となりました。

なお、住みよいまちと感じている人の割合といった令和5年の実績がない2項目3.4%を「評価なし」としています。

本市における第2期の地方創生のまとめについては、4年経過後の2023年度末時点での進捗状況と過去の実績を踏まえると、さまざまな要因（新型コロナウイルス、自然災害等）により、各項目の進捗にはその都度変動があるものの、数値目標及びKPIの目標達成に資する95の事務事業の実施とその実績は、本市の地方創生に一定の効果があったものと判断しています。

しかし、人口減少の大きな流れを変えるには至っていないことから、事務事業について、国が掲げるデジタル実装の視点を取り入れながら地方への人の流れを創出するために必要な見直しを行うとともに、目標値の設定方法も含め、そのあり方を検討する必要がありますと考えますので、引き続き担当課及び庁内検討委員会で協議を進め、深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会をはじめ市民の意見を踏まえながら、地方創生に資する事業展開を図っていく必要があります。

なお、第3期の深川市まち・ひと・しごと総合戦略の策定については、既に国が示している「デジタル田園都市国家構想総合戦略」や第2期「深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のまとめとなる上記の判断を勘案し、時宜を捉えたものとなるよう必要な強化を図ったうえで策定することとします。

3. 国及び北海道の総合戦略との関係

国の総合戦略においては、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、デジタル田園都市国家構想を実現するとしています。

本市の総合戦略では、「第2期のまとめ」を踏まえたうえで、以下の国・北海道がめざす地方創生の基本的な考え方などを勘案しながら、基本目標や主要施策を設定しており、適宜国や北海道が示す新たな視点も取り入れながら各種取り組みを展開していきます。

◆国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の基本的な考え方

1. 基本的な考え方

- テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- 東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図り、地方に住み続けながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、地方の社会課題を成長の原動力とし、地方から全国へとボトムアップの成長につなげていく。
- デジタル技術の活用は、その実証の段階から実装の段階に確実に移行しつつあり、デジタル実装に向けた各府省庁の施策の推進に加え、デジタル田園都市国家構想交付金の活用等により、各地域の優良事例の横展開を加速化。
- これまでの地方創生の取組も、全国で取り組まれてきた中で蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進していくことが重要。

2. 施策の方向

●デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

- ①地方に仕事をつくる
中小・中堅企業 DX、地域の良質な雇用の創出等、スマート農業、観光 DX 等
- ②人の流れをつくる
移住の推進、関係人口の創出・拡大、地方大学・高校の魅力向上等
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
結婚・出産・子育ての支援、少子化対策の推進等
- ④魅力的な地域をつくる
地域生活圏、教育 DX、医療・介護 DX、地域交通・物流・インフラ DX、防災 DX 等

地方のデジタル実装を下支え

●国によるデジタル実装の基礎条件整備

- ①デジタル基盤の整備
デジタルインフラの整備、デジタルライフライン全国総合整備計画、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大等
- ②デジタル人材の育成・確保
デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成等
- ③誰一人取り残されないための取組
デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現等

◆北海道がめざす姿

一人ひとりが豊かで安心して住み続けられる地域を創る

◆北海道の取組の基本方向

総合戦略の目指す姿の実現に向け、人口減少の進行の「緩和」と人口減少社会への「適応」の2つの観点を踏まえ、次の5つを取り組みの基本方向として戦略が構成されています。

【主に緩和の観点】

○一人ひとりの希望をかなえる社会をつくる

広大な大地と恵まれた環境の中、結婚や妊娠・出産、子育ての希望をかなえ、道民一人ひとりの可能性が発揮できる社会をつくる

○地域の魅力を高め、地域への人の流れをつくる

移住・定住の促進や外国人材が安心して働き、暮らすことのできる環境の整備、本道独自の自然・歴史・文化の発信などにより地域への人の流れをつくる

【主に適応の観点】

○安心して暮らせる豊かな地域をつくる

個性的な自然・歴史・文化・産業等を有する多様な地域において、新たな技術や仕組みを取り入れながら、人口減少下においても将来にわたり、安心して暮らし続けることのできる地域をつくる

○潜在力を活かした産業・雇用をつくる

本道の特性や食、観光、再生可能エネルギーなどの北海道の潜在力を最大限に発揮し、力強い経済と生き生きと働くことのできる就業の場をつくる

○多様な連携により地域の活力をつくる

地域の枠を越えた連携・協働や、北海道に想いを寄せ、応援する多くの方々の知恵と力を取り込み、地域の活力をつくる

◆北海道が掲げる戦略推進の基本方針

(1) 基本認識の共有と全員参加

- ・2050年には人口が現在より約140万人減少する現実を直視
- ・危機感をもって人口減少問題に的確に対応する必要性など基本認識を道民で共有
- ・産官学労言等により連携・協働し、オール北海道で戦略を推進

(2) 市町村戦略との一体的推進

- ・道と市町村がより一層連携を強化し、地域とともに考え、行動
- ・市町村総合戦略と道の総合戦略の有機的な連携

(3) 民間との連携・協働

- ・北海道を応援してくださる方々の知恵と力の結集
- ・企業版ふるさと納税による支援など、企業等との連携・協働による施策の展開

(4) 分野横断的な政策展開

- ・自然減対策、社会減対策、経済・雇用、医療・福祉、まちづくりなど、各分野における連携を強化するとともに、SDGsの達成も意識しながら、分野横断的な政策を展開

(5) デジタル技術の活用

- ・デジタル技術の活用等により、より一層の生産性の向上や日常生活に必要なサービスの維持を図る

(6) 施策の重点化

- ・北海道の優位性や独自性、先駆性等のある施策を中心に重点化

4. 産官学金労言等による推進体制

人口減少は、経済・雇用、医療・福祉、まちづくり、社会資本など、地域社会を取り巻く様々な要素が重なり合い生じるものであることから、行政のみならず、様々な関係者が密接に連携して施策を推進する必要があります。

総合戦略の各種施策を取り組むにあたっては、本総合戦略策定時に意見をお聞きした町内会等の住民代表をはじめ、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア（産官学金労言）で構成する「深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会」と連携して効果的に推進します。

5. 施策の推進に共通した手法

施策の推進にあたっては、後述する基本目標ごとの取り組みに加え、第**六**次深川市総合計画で掲げた行政手法の活用が重要なことから、地方創生と関わりの深い次に掲げる4つの手法を十分活用します。

（1）市民と行政による協働の推進

総合戦略に基づく施策を推進していくうえで、「協働」の視点は大変重要です。

行政から一方的にサービスを提供するのではなく、市民（市民、事業所、地域、団体など）と行政とが対等な良きパートナーとしてお互いを尊重し合い、適切な役割分担のもと、目的と責任を共有し合いながら進めます。

（2）広域連携の推進

国や北海道からの権限移譲や住民ニーズの多様化に伴い、市町村で行う事務が多岐にわたるようになっており、これらの事務を効率的に行うためには、近隣自治体との広域連携が重要です。また、行政サービスのみならず、経済や雇用といった面においても広域連携の視点が欠かせなくなっています。

本市においては、これまでも北空知圏域による一部事務組合の設置や事務の受託などを進めてきましたが、平成30年3月に深川市は、妹背牛町・秩父別町・北竜町・沼田町とそれぞれ定住自立圏形成協定を締結するとともに、同年10月には、圏域の将来像や具体的な取り組みなどを示した「北空知定住自立圏共生ビジョン」を策定しました。

現在は『第2次（令和5年度から令和9年度まで）』の計画期間中となっており、さらに連携した取り組みを推進することを目指しています。

人口減少対策においては、広域連携が重要な視点であることから、さらに広域による事務事業を拡大するとともに、北海道とも連携しながら、効果的な取り組みになるよう進めます。

(3) DX※3の推進

国や北海道においては、Society5.0※4の実現に向けたAI・ICT・IoTなどの未来技術を活用した施策の展開が始まっていることから、こうした国や北海道などの取り組みと連携するとともに、未来技術に関する独自の施策を展開・検討することで市民サービスの向上を図るなど、地方創生に資する取り組みを進めます。

また、本総合戦略の実施に際しては、企業間取引や観光における人の動きなどを分析することが可能な、国の「地域経済分析システム（リーザ[RESAS]）」※5を必要に応じて活用しながら進めます。

(4) 健全な財政運営

総合戦略に基づく施策を推進していくためには、必要な財源の安定的な確保はもちろんのこと、事務事業の見直しが重要です。

本市では、これまでも「行政運営プラン」に基づく行政の改革や財政の収支改善に対する取り組みを積極的に行ってきたおり、その成果が現れていますが、財源の大半を地方交付税等が占める現状では、国の景気動向や地方財政対策の内容によって、本市の財政運営が大きく左右されます。

したがって、まち・ひと・しごと創生においても、地方創生関係交付金をはじめ国の動向を十分注視するとともに、政策5原則にある「自立性」や「結果重視」などをしっかり受け止め、財政の健全性に配慮しつつ、施策を検証しながら進めることとします。

※3 DX（デジタルトランスフォーメーション）

進化したデジタル技術を社会に浸透させることで人々の生活をより良いものへと改革すること。

※4 Society5.0

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に次ぐ、第5の社会を意味し、AI（人工知能）・ICT（情報通信技術）・IoT（モノのインターネット）やロボティクスなどの革新的な人口技術を様々な分野に展開して、あらゆる分野で現在とは全く異なる社会を実現しようとするもの。

※5 地域経済分析システム（リーザ[RESAS]）

国や民間調査会社等が有する人口動態、企業間取引、観光客の動向等のデータを、通信ネットワークを介し、パソコン上で分かりやすく確認できるシステム。

6. 目標設定と効果検証

(1) KPIに基づく進捗管理

総合戦略に掲げる施策の進捗度を客観的に把握するため、施策ごとにアウトカム指標※6を原則としたKPI（重要業績評価指標）※7を設定します。KPIは、総合戦略の進捗管理の基本データとして活用します。

(2) PDCAサイクルの実施

総合戦略を着実に推進するため、定期的に総合戦略の実施状況や効果を検証し、必要に応じて見直しを行うPDCAサイクル※8を実施します。

効果検証にあたっては、前述した「深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会」等の参画を得て行います。

※6 アウトカム指標

政策の実施により結果として市民にどのような便益がもたされたのか（アウトカム）を示す指標。

※7 KPI（重要業績評価指標）

Key Performance Indicator の略。政策ごとの達成すべき成果目標。

※8 PDCA サイクル

PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

III 基本目標と施策

深川市の人口ビジョンで示した「2050年の人口を1万1千人程度に維持する」という長期的展望に立ち、深川市の総合戦略の基本目標として、以下の4つの柱を設定し、SDGsの観点から踏まえ主要施策等を定めて推進していくこととします。

基本目標1 産業を育て、安定した雇用を創出する

- (1) 本市を支える農業等の維持発展
- (2) 地域資源を活かしたものづくり産業の振興
- (3) 企業の経営体質強化と商店街づくり
- (4) 企業誘致の推進
- (5) 労働力の確保



基本目標2 本市の魅力を発信し、ひとを呼び込む

- (1) 移住・定住の推進
- (2) 関係人口の創出・拡大
- (3) 観光・スポーツ・文化などを通じた交流人口等の拡大
- (4) 本市の魅力を発信



基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (1) 男女の出会いをつくる
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 周産期医療の提供体制等の確保
- (4) 仕事と子育てを両立できる環境づくり



基本目標4 「行ってみたい」「住んでみたい」「住み続けたい」まちをつくる

- (1) 住環境の整備
- (2) 雪国の快適な生活環境づくり
- (3) 公共交通の確保
- (4) 安心を支える健康・医療・介護施策の充実
- (5) 未来を担う人づくり
- (6) 防災などの暮らしの安全
- (7) カーボンニュートラルの推進
- (8) デジタル技術を活用した市民生活の質の向上
- (9) デジタル技術を活用した行政サービスの推進
- (10) 広域連携の推進



基本目標1 産業を育て、安定した雇用を創出する

1 数値目標

・主要作物作付面積

水稻 5,000ha (R5 : 4,823ha)

小麦 1,305ha (R5 : 908ha)

大豆 770ha (R5 : 630ha)

そば 2,040ha (R5 : 2,342ha)

2 基本的方向

人々が地域に定着するためには、地域経済の活性化が図られ、多様な人材が自らの能力を発揮し、また、生活の糧となる安定的な所得が得られる就業の場が確保されることが重要です。

そのため、本市の基幹産業である農業をはじめ地域の資源を生かしたものづくり産業の振興や商業・サービス業の経営体質強化などにより、地域産業の競争力向上を目指すとともに、雇用機会の拡大や労働力の確保と所得の向上を図ります。

3 主要施策

(1) 本市を支える農業等の維持発展

<現況と課題>

高齢化や農業後継者不在に伴う離農等により農家戸数の減少が進み、一戸当たりの規模が拡大される中で、近い将来において規模拡大に限界が生じ、受け手のいない農地が発生することで、農地の荒廃や生産力の低下が強く懸念されます。

このことから、農地を確実に継承する農業後継者や新規就農者など、幅広い農業の担い手の育成・確保や、労働力不足に対応した雇用労働力の確保が一層重要となっています。

また、CPTPP (TPP11 協定) や日 EU・EPA、RCEP の発効などグローバル化の進展による国内農産物価格への影響が懸念され、さらに燃油・肥料・飼料等の生産資材の高騰、規模拡大や設備投資による借入金の償還等も農業経営を圧迫する要因となっています。

このため、農業所得の向上を目指し収益性の高い作物の導入、効率化・省力化に向け先端技術を活用したスマート農業技術の導入、生産基盤の整備などの取り組みが重要です。

森林・林業については、森林の所有が小規模・分散的で、森林所有者の世代交代等により森林所有者の森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われなくなることが懸念されることから、森林の持つ多面的・公益的な機能の維持向上を図るとともに、自然や森林に対する市民の関心を高めていくことが重要です。

有害鳥獣による農作物の被害が増加していることから、エゾシカなどによる農作物被害を防止するため、鳥獣被害防止対策を推進することが必要です。

① 多様な人材の確保及び農地の集積・集約化

（株）深川未来ファームや農業関係団体と連携し、新規就農者の確保・育成に努めるとともに、雇用労働力を確保するため、農外からの就労者や学生、障がいのある方など多様な人材の確保に向けた取り組みを推進します。

また、離農者の農地が地域の担い手や新規就農者等へ円滑に継承されるよう、関係する事務事業の推進に取り組むとともに、引き続き、認定農業者など担い手が円滑に農地を利用集積できるよう、農地中間管理事業等により**農地の集積・集約化**の促進を図り、あわせて、Uターン・新規学卒者等の新規参入者の就農を促すため、資格取得や農業研修に対する支援などを行い農業後継者の育成に努めます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
新規農業従事者数（後継者含む）※	年3人	年5人

※年間150日以上農作業に従事している者

<具体的な事務事業と担当課>

- | | |
|---------------------------|------------|
| ・深川未来ファーム運営支援事業 | 農政課 |
| ・農業後継者対策事業 | 農政課 |
| ・新規就農者確保対策事業 | 農政課 |
| ・ 地域おこし協力隊事業（農業振興） | 農政課 |

② 営農条件の積極的な改善と所得の確保

本市の基幹作物である米については、**水田農業の将来像を見据えながら**、乾燥調製貯蔵施設や精米施設等の活用により良質・良食味米の生産を推進します。

小麦や大豆、そば等の畑作物については、土づくりの推進と輪作体系の確立、土壌診断に基づく施肥量の見直しのほか、乾燥調製貯蔵施設の活用等により、良質で安全・安心な畑作物の安定的な生産を推進します。

野菜・花き・果樹については、需給状況や消費者ニーズに対応した品目・品種の導入による産地づくりや観光農園などの多様な経営展開により生産振興を図り、また、畜産については、肥育牛の育成と優良肉用牛の生産、養豚技術の確立などに取り組めます。

生産基盤の整備については、用排水施設の整備、低コスト生産を目指した大区画ほ場や水田の汎用化、排水改良、土層改良などの整備を計画的に推進します。また、「離農跡地の優良農地への転換」を図り、作業効率の向上や景観保全に取り組めます。

農業所得の確保のための取り組みについては、高収益作物の導入のほか、**スマート農業技術活用促進法の施行により、スマート農業技術に適した生産方式への転換及びその現場導入の加速化が図られていく中で、さらなる効率化・省力化に向け、その導入を推進します。**

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
農産物生産量	水稻 23,266t	水稻 26,344t
	小麦 4,128t	小麦 5,957t
	大豆 1,405t	大豆 1,948t
	そば 722t	そば 1,387t

<具体的な事務事業と担当課>

- ・ 深川農業ステップアップ推進事業 農政課
- ・ 非農用地利活用促進事業 農業委員会事務局

③ 森林の適正管理と林業従事者の育成確保

森林の適正な管理や施業コストの低減を図るため、林道・作業道等の林内道路網の維持及び整備に努めます。

林業担い手の各種研修会等への参加促進により、担い手の育成確保に努めるとともに、施業量の安定確保により、林業労働者の雇用の安定と技能・技術の向上を図ります。

森林管理の適切な実施により、山地災害の防止と山林の公益的機能の向上を図るため、森林環境譲与税を活用し計画的に間伐等に取り組むとともに、**木材の有効利用の促進**を図ります。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
市有林の整備面積	年 7.7ha	年 8.0ha
民有林の整備面積	年 130.0 ha	年 130.0 ha

<具体的な事務事業と担当課>

- ・ 市有林整備事業 農政課
- ・ 間伐促進事業 農政課
- ・ 森林整備促進事業 農政課

④ 有害鳥獣による農業被害への防止

エゾシカ・アライグマなどの有害鳥獣による農作物被害を防止するため、「深川市・北竜町鳥獣被害防止計画」に基づく対策を推進するとともに、平成 30 年度に整備した「有害鳥獣処理施設」の有効活用により、捕獲個体の適正処理に努めます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
有害鳥獣捕獲頭数 (エゾシカ)	年 465 頭	年 500 頭以上
有害鳥獣捕獲頭数 (アライグマ)	年 825 頭	年 800 頭以上

<具体的な事務事業と担当課>

- ・有害鳥獣駆除事業 農政課
- ・地域おこし協力隊事業（有害鳥獣対策） 農政課

(2) 地域資源を活かしたものづくり産業の振興

<現況と課題>

地場産品の海外販路開拓については、香港をはじめ、東南アジア圏に対し、JA きたそらちから供給する深川産米の輸出が定着してきています。

本市の産業振興を図っていくためには、今後とも農産物の高付加価値化に向けた取り組みが重要であり、市内事業者と連携して特産品等の改良・開発を一層推進することや、ふかがわシードルやふかがわポークなどの加工事業の推進によって、雇用機会を創出することも必要です。さらに、国内市場の将来を見据えたとき、コメをはじめとする農産物や加工品の海外販路開拓・拡大に積極的に取り組むことが必要です。

① 地域資源の活用

「深川市地域資源活用農畜産物処理加工施設」を核として「ふかがわポーク」等を活用したハム・ソーセージ等の特産品の創出、販路・販売拡大のほか、雇用の確保を図り、新たな産業としての育成強化に取り組めます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
ふかがわポーク等加工品の販売額	13,283 千円	22,415 千円

<具体的な事務事業と担当課>

【地方創生推進交付金事業】

- ・地域資源活用農畜産物処理加工施設運営 農政課
- ・地域おこし協力隊事業（畜産加工） 農政課

② 地場産品の海外販路の開拓

国内における主食用米の需要量の減少と、少子高齢化の進行等による人口減少を背景に、長期的には国内の食市場が縮小する見込みの中で、深川産米のさらなる販売拡大を図るため、JA きたそらちや輸出事業者と連携し、アジア圏向けの輸出量を徐々に拡大してきているところであり、今後においても、JA きたそらちと連携して、コメ等農産物の輸出拡大に向けた取り組みを推進します。

また、本市の農畜産物を活用した加工品等の輸出を行う市内事業者を支援します。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
コメ海外輸出量	1,371t	1,651t

<具体的な事務事業と担当課>

- ・農畜産物等海外販路開拓事業

農政課

(3) 企業の経営体質強化と商店街づくり

<現況と課題>

コロナ禍による経済活動の停滞、食品、エネルギーなどの物価高などの影響により、中小の卸売・小売業、製造業及び建設業等は依然として厳しい経営状況におかれています。また、商店街においては、空き店舗や空き地等の問題について、市と商工会議所、商店街が連携する中で、その進行（発生）が拡大しないよう対策を講じているのが現状です。

このため、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、商業者やサービス業者の経営体質の強化を図るとともに、消費者の利便性の高い魅力ある商店街づくりを行うほか、農商工連携や地域内の事業所間・業種間の交流と連携を促進して、商品力や販売力、技術力の確保・向上を図る必要があります。

○ 商業・サービス業の振興と中心市街地の活性化

商店街の活性化を図るため、空き店舗を活用した新店舗等の開設又は既存店舗の改装等に対して助成する「起業支援・改装等助成事業」の推進のほか、商店街自らが新たなサービスや魅力づくりを行う取り組みに対しては、各種融資制度事業や行政施策との調整などの支援を行い、商店街と一体となった“賑わいと魅力ある商店街づくり”に努めます。

市内での創業を促進するため、市と深川商工会議所が連携し、市内金融機関の協力を得ながら、ワンストップ相談窓口等によるきめ細かな支援を行う「創業支援事業」を推進します。

商業やサービス業の経営体質の強化を図るため、経営相談等きめ細かな経営指導や制度融資の相談・周知等を行う「中小企業支援事業」に取り組むほか、経営者や従業員、後継者を対象とした各種セミナーの開催や中小企業大学の受講支援を行うなど研修機会を拡充し「人材の育成」を進めます。

中心市街地に人を呼び込み、商店街等の活性化を図るため、「賑わいを創出する事業」に引き続き取り組みます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
創業支援事業者件数	年〇件	年1件

<具体的な事務事業と担当課>

- ・起業支援・店舗改装等助成事業
- ・創業支援事業
- ・中小企業支援事業

商工労働観光課
商工労働観光課
商工労働観光課

(4) 企業誘致の推進

<現況と課題>

本市では過去5年間に3社の新規立地を支援してきました。企業誘致活動の根幹をなす企業立地優遇制度について、企業からの新たなニーズなど状況の変化が生じてきたことから、令和元年度に雇用創出数に比例する補助内容に制度を改正し、運用してきたところです。

人口減少が進む地方都市にとって、人口動態にも好影響を与え地域経済の活性化につながる企業誘致を推進していくことが重要です。

○ 企業誘致の推進

本市の豊富な農畜産物をはじめ、台風や地震などの自然災害が少ない安全な地域性、交通アクセスの良さなどの立地上の優位性を強調しつつ、企業誘致活動を推進します。

また、工業団地内の工業用地の確保及び道路整備、立地企業の環境整備を進めるとともに、企業立地優遇制度により道外及び道内からの進出企業や既存企業等を支援します。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値 (R11)
市の支援により工場等を新設及び増設した企業数	5年間累計3社	5年間累計1社

<具体的な事務事業と担当課>

- ・企業誘致事業（工業等開発促進条例による助成等） 商工労働観光課

(5) 労働力の確保

<現況と課題>

本市では、進行する少子高齢化や若い世代の都市圏への流出などによる人口減少が続く中、消費市場の規模縮小や人手不足が深刻化し、地域経済の維持にも影響を及ぼしかねない状況になっています。

このような情勢の中、労働力不足に伴う経済力の低下を抑止するため、市内企業・事業所での若年人材をはじめとする労働力の確保が求められています。

○ 労働力の確保と創出

市内企業に対する積極的な若年者雇用の取り組みや、産業振興策の展開を通して新たな労働力の確保に取り組むとともに、既存企業に対する金融支援等により経営の安定化を図るほか、国・道の雇用対策に関する制度事業の普及を図り、雇用の創出に努めます。

働きながら安心して子供を産み育てられる雇用環境を一層推進するため、育児休業取得を推進する企業等に対して、国の支援制度の活用を促します。

また、深川市障がい福祉計画に基づき、障がいのある方の自立した日常生活や就労に向けた取り組みを支援する障がい福祉サービス提供体制の確保に努めます。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R11)
就職奨励金事業(仮)	-	年3件

<具体的な事務事業と担当課>

- 就職奨励金事業(仮) 商工労働観光課

基本目標2 本市の魅力を発信し、ひとを呼び込む

1 数値目標

- ・観光客入込数：年 132 万人（R5：年 126 万人）
- ・移住件数：年 20 件（R5：年 29 件）

2 基本的方向

本市は、明確な四季のもと米や畑作物、果樹をはじめとする豊富な農産物が生産されるなど豊かな自然条件に恵まれるとともに、道央自動車道深川 IC、国道 12 号、JR 函館本線・留萌本線などが通る、北海道における交通の要衝となっているなど地理的条件にも恵まれた好立地にあります。また、地震・台風などの自然災害が他の地域に較べ少ないことも大きな特色となっています。

第 3 期においては、引き続き、こうした本市の魅力や優位性を市外に向けて積極的に発信し、移住・定住の取り組みをはじめ、近年国が示している関係人口の創出・拡大の取り組み、観光資源の一層の活用と開発、スポーツや文化を通じた交流促進、市内の高校や大学との連携強化などを行い、本市の魅力をさらに高めることで、様々な世代の人たちに選ばれるまちをつくります。

3 主要施策

(1) 移住・定住の推進

<現況と課題>

本市では、平成 28 年度から移住支援員 2 名を配置した移住定住サポートセンターを開設し、ワンストップでの相談窓口体制の整備を図っています。

第 2 期総合戦略（R 元～R5）の 5 年間の取り組み実績としては、延べ 559 件の相談対応を行ったほか、「1 Day ツアー」「お試し移住」「のんびり暮らし」の 3 つの移住体験事業を 204 回実施しています。

このほか、住まいや仕事に係る支援策として、住宅新築時に一定要件を満たすと最大 300 万円を助成する「住宅助成制度」、市内で新たに就農をする方に対して、最大 200 万円を交付する「新規就農者確保対策事業」、商業者として空き店舗などを活用する方に対して、店舗の改修費用や家賃の助成を行う「起業支援・店舗改装等助成事業」、転入して住宅を建設・購入された方への「移住記念品贈呈事業」などを継続して取り進めたところです。

こうした結果、令和元年度から 5 年間に 151 件 286 名が移住し、第 2 期総合戦略に掲げる数値目標は達成しましたが、リモートワークの普及や二地域居住への関心の高まりなど、多様な生活様式に対応した環境の構築や、デジタル技術を活用した情報発信など、新規事業に取り組んでいく必要があります。

また、本市が平成 25 年度から進めている地域おこし協力隊については、これまでに 40 名の隊員を任用していますが、定住に至った隊員が 6 名にとどまっていることから、地域に根付く人材の確保が課題となっています。

○ 移住・定住の推進

移住定住パワーアップ事業により整備した移住定住サポートセンターを中心とし、オンライン移住セミナーの開催や SNS を活用した情報発信のほか、近年のリモートワークの普及や二地域居住の関心の高まりを受け、保育園や幼稚園、小中高等学校との連携を強化した取り組みを模索するなど、若い世代や子育て世代を引きつける施策を展開し、他地域からの人の流れの創出を図ります。加えて、UIJ ターンの推進に向けて、移住支援金制度の対象となる法人の増加を目指し、テレワーク移住の PR に取り組むとともに、移住された後も引き続き大学等在学中の奨学金を返済している若者を支援します。

また、地域おこし協力隊などの外部人材の積極的な受け入れを行い、地域の課題解決や活性化に向けた活動を推進するとともに、協力隊員の定住化率の向上に取り組めます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
移住相談受付件数（移住相談会・セミナー参加者分含む）	年 219 件	年 155 件
地域おこし協力隊の新規任用者数	10 人	5年間累計 20 人

<具体的な事務事業と担当課>

- ・ 移住定住推進事業 まち未来推進課
- ・ 深川市UIJターン新規就業支援事業 まち未来推進課
【地方創生推進交付金事業】
- ・ 民間住宅助成事業 建築住宅課
- ・ 地域おこし協力隊事業 まち未来推進課ほか
- ・ 深川ライフ応援奨学金補助事業 まち未来推進課
- ・ 市有地低価格分譲事業 税務財政課

(2) 関係人口の創出・拡大

<現況と課題>

近年、国が示している新たな視点として、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、「定住人口」と「交流人口」の間に位置する地域と多様に係わる者を「関係人口」として定義づけ、地域外からの交流の入り口を増やすことで、移住・定住の促進や地域課題の解決につなげるなどの関係人口の創出・拡大の取り組みが重要となっています。

このことから、都市農村交流センター「アグリ工房まあぶ」を拠点とした、農作業体験や地元農産物を活用した加工体験・食事を通して都市部住民との交流を図る農山漁村滞在型旅行（農泊）の推進、移住体験などの関係人口の創出・拡大に関する取り組みの重要性が増しています。

また、ふるさと会など本市にルーツがある方とのつながりや、本市に関心を持つきっかけとなるふるさと納税でのアプローチなどを通じ、地域の魅力や情報の効果的な発信も必要となっています。

○ 関係人口の創出・拡大

都市農村交流センター「アグリ工房まあぶ」を拠点に、民家に滞在して農業体験・加工体験、**観光農園でのフルーツ狩り等をメニューとした農泊**を通じて都市と農村の交流を推進するとともに、**オンライン移住セミナーなどを通じた移住・定住**の推進による交流人口の拡大などについても、関係人口の創出・拡大にかかわることから、今後も引き続き取り組んでいきます。

地域課題の解決や将来的な地方移住に向けた裾野を広げるため、ふるさと会との交流機会の充実や同窓会参加者などへの地域情報の提供に取り組みます。

また、ふるさと納税**及び企業版ふるさと納税の推進を強化**します。

さらに、**地域との関わりを深める手段として、二地域居住の普及促進の検討や、SNSやウェブサイトを活用した情報発信**に取り組みます。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
都市農村交流センターの利用者数(うち浴場利用者数)	年 137,554 人 (年 112,773 人)	年 140,000 人 (年 106,500 人)
地域情報を提供したふるさと会、同窓会等の団体数	年 4 団体	年 3 団体

<具体的な事務事業と担当課>

- | | |
|------------------------------|---------|
| ・都市農村交流センター維持管理 | 農政課 |
| ・移住定住促進事業(再掲) | まち未来推進課 |
| ・北空知広域観光推進事業 | 商工労働観光課 |
| ・ふるさと会事業(札幌深川会、東京深川会、関西深川会等) | まち未来推進課 |
| ・ふるさと納税 | 商工労働観光課 |
| ・ 企業版ふるさと納税 | まち未来推進課 |

(3) 観光・スポーツ・文化などを通じた交流人口等の拡大

<現況と課題>

国では2003年に「観光立国」の実現をきっかけ、訪日外国人旅行者の増大を重点施策の一つに位置づけるとともに、2007年に「観光立国推進基本法」を施行、2008年には「観光庁」が発足するなど、インバウンド観光の取り組みを進めており、日本を訪れる外国人観光客は着実に増加しています。このため、観光振興を進める上で外国人観光客の誘客は大変重要となっており、周辺自治体の観光資源と連携して、広域観光によるインバウンド観光の取り組みを推進しているところであり、今後も広域観光、インバウンド観光を中心に観光振興を図る必要があります。

本市の夏まつりや各種祭典については“地域をあげた賑わいのあるもの”とするため、関係機関・団体、市民組織と連携して運営に取り組んできましたが、今後は、民間と行政の連携をさらに強めていく必要があります。

平成 30 年度に地方創生拠点整備交付金を活用して「深川市学びと集いの郷音江広里交流館エフパシオ」を開設し、令和元年度には施設機能向上と利用者ニーズに

るため、同施設にトレーニング室を整備したほか、市民球場の大規模改修を実施するなど、文化・スポーツによる交流人口や関係人口の創出・拡大を図るための環境を整えてきたところです。

文化交流ホールやアートホール東洲館などにおいては、積極的に芸術・文化事業の開催と、市民の芸術・文化活動の成果を発表する機会の提供に努めているため、引き続き芸術・文化グループ活動の活性化を図りつつ、市内外の団体等との交流が深まる機会を創出する必要があります。

また、企業版ふるさと納税を活用しながら、スポーツイベントの開催や合宿の招致などを通して、多くの方々に深川市を知ってもらい、来てもらうためのきっかけづくりに取り組んでおりますが、エフパシオを拠点施設の一つとして、今後も各種事業を通して交流人口や関係人口を創出・拡大させる必要があります。

① 観光資源の開発整備と交流の促進

北海道内の訪日外国人数はコロナ禍を経て、再び増加傾向となり、特に中国、台湾をはじめとするアジア地域からの旅行客が多くを占めていることから、北海道と連携した訪日教育旅行の招聘や旭川空港の活用などにより道北観光を推進するとともに、本市の都市農村交流センター、オートキャンプ場、果樹園、ホテルや北空知圏などの周辺自治体の観光資源とも連携し観光客の嗜好や関心に広く対応できる「体験型観光」、「滞在型観光」の提供など、観光における自治体連携による「広域観光」と「インバウンド観光」の取り組みを進めます。

また、SNSなどを活用して深川市や北空知の観光情報を積極的に提供し、観光客誘致を図ります。

夏まつりや各種祭典の取り組みに関しては、観光関連団体、経済団体、関係機関のほか、様々な市民組織とも連携を強め、引き続き市民誰もが楽しめる賑わいのあるものにするるとともに、観光客誘致にもつなげていけるような内容の充実に努めます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
道の駅ライスランドふかがわの来館者数	年 98 万 8 千人	年 100 万人

<具体的な事務事業と担当課>

- ・北空知広域観光推進事業（再掲）
- ・夏まつり等

商工労働観光課
商工労働観光課

② スポーツ・文化・芸術を核とした交流の推進

スポーツ合宿の積極的な招致活動や、陸上中長距離競技の国内一流選手が出場する「ホクレン・ディスタンスチャレンジ深川大会」の開催などにより、スポーツ施設の有効活用とスポーツの普及振興、交流人口や関係人口の創出・拡大、スポーツを通じた交流活動を推進します。

地域の特色ある文化芸術活動や文化交流ホール等での活動を推進するとともに、企画展の開催や芸術鑑賞機会の提供などを通じて、文化・芸術による市内外の文化芸術団体等の交流活動の拡大を図ります。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
実業団や大学等のスポーツ合宿の延泊泊数	年 16,872 泊	年 17,000 泊

<具体的な事務事業と担当課>

- ・スポーツ合宿招致 生涯学習スポーツ課
- ・スポーツを核とした地域活性化プロジェクト 生涯学習スポーツ課

(4) 本市の魅力を発信

<現況と課題>

本市では、地域資源活用施設「アップルランド山の駅おとえ」において、本市を代表する農産物であるりんごを原料に「ふかがわシードル」を平成 27 年度に商品化し、深川市を代表する特産品として PR を行ってきました。

さらに令和元年度には、地方創生拠点整備交付金により「深川市地域資源活用農畜産物処理加工施設」を整備し、「ふかがわポーク」を活用した加工品の普及促進に取り組んできたところです。

これらの加工品や、深川産米をはじめとした農産物などの地域資源の魅力について、観光情報とも連携して地域の一体感を高め、様々な場面で広く PR していくことが必要です。

○ 地域資源を活用した情報発信

地域資源活用施設「アップルランド山の駅おとえ」において、りんごの果実酒「ふかがわシードル」事業の展開による PR に努めるほか、産学官で構成するふかがわ地域資源活用会議とも連携し、地域資源を活用した特産品開発及び情報発信に取り組みます。

これらを含めた本市の魅力ある特産品群をはじめとする地域の情報について、ふるさと納税の更なる推進に努め、Web 上で効果的に全国へ広めていくとともに、都市部の大規模イベント会場や百貨店、大型商業施設などと連携した PR 活動を通じて特産品の品質を体験できる機会を提供するなどし、道内外に向けて広く本市の情報発信を図ります。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
ふるさと納税寄附件数	38,440 件	80,000 件

<具体的な事務事業と担当課>

- ふるさと納税（再掲）
- 地域資源活用施設維持管理及び地域資源活用事業
- 地域資源活用農畜産物処理加工施設運営（再掲）

商工労働観光課
商工労働観光課
農政課

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

1 数値目標

- 合計特殊出生率： 1.50
(R5：全国 1.20、道 1.06 市 1.28)

2 基本的方向

子どもは本市の将来を担う大切な存在であることから、その当事者である子どもや若者にとって何が最善であるかを考え、施策を推進する必要があります。

そのためには、子どもや子育て世帯の声を大切にして、子どもに関する取組・政策を社会のまんやかに据える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組として結婚から出産、子育てにわたる切れ目ない支援を推進します。

3 主要施策

(1) 男女の出会いをつくる

<現況と課題>

少子化の要因のひとつである未婚化・晩婚化が進行しており、これらへの施策として「少子化対策出会い創出支援事業」を実施していますが、より効果のある事業を関係団体等と連携し実施していくとともに、イベントの開催だけではなく、日頃から、未婚男女のための出会いのきっかけ作りを支援する体制の整備に努める必要があります。

○ 出会いの創出

未婚化・晩婚化の対策として、独身者自身の出会いを創出することに加え、社会全体としての結婚に対する気運の醸造と結婚支援情報の発信強化を図るとともに、他自治体や関係機関と連携を行い、より効果のある事業の実施に努めます。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
婚姻件数	5年間累計 249件	5年間累計 260件

<具体的な事務事業と担当課>

- 結婚新生活支援事業

まち未来推進課

(2) 子育て支援の充実

<現況と課題>

核家族化や地域における人間関係の希薄化などから、子育て家庭の孤立化や地域が持つ子育て機能の低下など、子どもや保護者を取り巻く社会環境が大きく変化し、共

働きの世帯の増加や就労状況の変化により、保育サービスに対するニーズも多様化しています。

そのため、希望する出産や安心して子育てができる環境が実現できるよう、子育てにかかる経済的な負担や育児負担を軽減するための各種子育て支援に取り組むとともに、仕事と子育ての両立のための環境整備などに努めてきました。

今後も、子育て支援のより一層の充実を図るため、妊娠、出産、育児を通して切れ目のない支援と、地域で子育てを支える体制や環境づくりが必要です。

① 妊娠・出産までの支援

妊娠・出産・育児の不安や負担感を軽減するため、妊娠期からの継続した相談・支援体制の充実を図るとともに、妊娠・出産期の安全と、子どもの健やかな発育発達のため、健康診査や健康相談、家庭訪問など母子保健事業の充実を図ります。

経済的負担の軽減では、妊産婦健康診査の費用を助成するとともに、市立病院の産婦人科医師の不在に伴う妊産婦健康診査のための産科医療機関への通院費や、健やかな妊娠、出産を支援するため、妊娠・出産応援交付金事業（コウノトリ応援プラン）の妊娠中の交付など、充実した支援に努めます。

また、将来の妊娠を考える女性やカップルに向けて、プレコンセプションケアの啓発や、不妊治療に係る費用の助成を行います。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
保健師による新生児訪問率	100%	100%
合計特殊出生率	1.28	1.50

<具体的な事務事業と担当課>

- ・不妊治療費助成事業 健康・子ども課
- ・妊産婦健康診査事業 健康・子ども課
- ・母子保健事業 健康・子ども課
- ・妊娠・出産応援交付金事業 健康・子ども課
- ・子育て応援！全カプロジェクト 健康・子ども課

② 子育て支援体制・環境の整備

母子保健や子育て支援に関する事業を通じて、家庭・地域・職場など、社会全体で子育てを支援していく考えや意識の啓発を図るとともに、母子保健と児童福祉を連携させながら、子育て世帯等に対する一体的な支援を切れ目なく行うため、こども家庭センターの強化に努めます。

多様なニーズに応じた保育サービスの拡充を図るため、病児・病後児保育の無償化を継続し、子育てと仕事の両立を支援するとともに、市内の幼稚園が実施する地域の子どもが参加できる事業の情報や、今後、国が実施する満3歳未満の児童に対する新たな通園制度について、子育て家庭への周知に努めます。

また、保育料や給食、副食費の軽減、高校生までの子どもに係る医療費等助成など、子育て世帯の経済的負担軽減に努めます。

さらに、子育てに必要な様々な情報や各種イベントを手軽に取得することができ、子どもの成長に関する記録を簡単に登録し確認することができる子育て支援アプリの普及を図ります。

また、保育現場におけるDXの推進に努めます。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
乳幼児健康診査の受診率	98.6%	100%
待機児童	なし	継続
0歳児保護者の子育て支援アプリ登録率	100%	100%

<具体的な事務事業と担当課>

- ・母子保健事業（再掲）
 - ・子育て応援！全カプロジェクト（再掲）
 - ・産後ケア・育児サポート事業
 - ・乳幼児健康診査事業
 - ・特別保育事業
 - ・子育て支援センター運営
 - ・放課後児童健全育成事業
 - ・障がい児通所支援事業
- 健康・子ども課
健康・子ども課
健康・子ども課
健康・子ども課
健康・子ども課
健康・子ども課
健康・子ども課
健康・子ども課
社会福祉課

(3) 周産期医療の提供体制等の確保

<現況と課題>

市立病院では、平成27年4月より産婦人科の常勤医師が不在となり、現在も北海道大学医学部及び旭川厚生病院より医師の派遣を受け外来診療を行っており、分娩については対応することが出来ていません。

このことから、子育て世代の方などが妊娠や出産、育児に大きな不安や負担を感じている状況にあり、周産期医療の体制の確立に向け、常勤医師を確保する必要があります。

① 産婦人科常勤医師の確保等

必要な医療体制を確保し、子育て世代などが安心して子どもを産み、育てられるよう、産婦人科常勤医師の確保にあっては、道内三医大（北大、札幌医大、旭川医大）や道への派遣要請を継続するとともに、医師の紹介や斡旋をする公的機関や民間業者等を活用し、常勤医師の確保に努めるとともに、産後ケアの一助となる「産後ケア・育児サポート事業」を継続して提供します。

また、産婦人科常勤医師の不在に伴う妊婦への経済的負担の軽減と、健やかな妊娠出産をむかえ、安心して子育てができる環境づくりのため、妊娠・出産応援交付金（コウノトリ応援プラン）を妊娠中に交付し、支援の充実に努めます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
市立病院に勤務する産婦人科常勤医師数	0人	1人
産後ケア・育児サポート事業利用者数	240人	240人

<具体的な事務事業と担当課>

- ・ 医師養成修学資金貸付制度
 - ・ 妊娠・出産応援交付金事業（再掲）
- 市立病院管理課
健康・子ども課

② 高校生までの医療費無償化

市内に住所を有する高校生等までの子ども〔満 18 歳に達する日（誕生日の前日）以後の 3 月 31 日まで〕の医療費の自己負担を全額補助することで、子育ての支援につながり、健康で活力のある地域社会を形成します。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
高校生等の受給者数	319人	300人

<具体的な事務事業と担当課>

- ・ 子ども医療費支給事業（再掲）
- 市民生活課

(4) 仕事と子育てを両立できる環境づくり

<現況と課題>

近年では、男女共同参画に対する社会の意識は徐々に浸透してきており、長年にわたり蓄積されてきた性別による役割分担意識や社会通念などは、少しずつではありますが変化してきています。

本市においても、深川市男女共同参画計画第2次計画見直し版に基づき、すべての人がともに家庭、職場、地域などあらゆる活動に主体的かつ積極的に参画を進めているところです。

このような取り組みにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が浸透しつつあることから、今後もさらに仕事と子育ての両立のための環境づくりを進める必要があります。

○ 仕事と子育ての両立支援

育児休業取得を推進する企業等に対して、国・道の支援制度の活用を促進し、仕事と家庭の両立を図るとともに、働きながら安心して子供を生み育てることができる雇用環境の実現に努めます。

多様なニーズに応じた保育サービスの拡充を図るとともに、**病児・病後児保育の無償化を継続し**仕事と子育ての両立を支援します。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値	目標値(R11)
病児・病後児保育の利用人数	19人(R5) 37人(R6.7~12)	122人

※令和6年7月より無償化開始

<具体的な事務事業と担当課>

・病児・病後児保育事業

健康・子ども課

基本目標4 「行ってみたい」「住んでみたい」「住み続けたい」 まちをつくる

1 数値目標

- ・ **住みやすい**まちと感じている人の割合：7割
(R6：44.1%「深川市まちづくりアンケート結果」)

2 基本的方向

人口の流失を防ぐためには、働くことのできる場の確保や教育環境の充実はもとより、そこに住み続けたいと思える生活環境の充実が重要です。

そのため、道路や公園など快適な住環境の整備をはじめ、冬の生活に欠かせない除雪対策、公共交通などの市民の交通手段の確保、健康・医療・介護施策の充実、防災対策、平和運動、環境保全や資源循環型・省エネルギー型社会の実現、小さな拠点づくりの検討など、様々な分野における施策の充実に取り組みます。

また、持続可能なまちづくりのためには、自治体間の連携が重要であり、北空知圏をはじめとする広域連携を一層強めて、まちづくりを進めます。

3 主要施策

(1) 住環境の整備

<現況と課題>

都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代の人たちが、快適に生活できる環境を実現することが必要です。

そのためには、医療・福祉・商業施設や住宅等がまとまって立地するなど、コンパクトなまちづくりを進めることが不可欠であり、その一環として、「まちなか居住エリア」をはじめとする市街地の生活環境の充実に努めています。

今後、その整備については、住宅、道路、公園など、社会資本の総合的なレベルアップが必要です。

また、**利活用できる空家については適切な維持管理、移住・定住を考えている世帯へは情報提供が必要です。**市内において適切な管理が行われていない空家等については、その所有者等に対して管理の改善などの指導を行っていますが、十分に対策が進んでいない状況にあります。こうした空家等の適切な対応のため、今後「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく事務処理手続きの策定などが必要です。

① コンパクトなまちづくりと住環境の整備

社会構造の変化に対応するため、都市機能と公共サービスを集約させ、地域の活性化と生活利便性の向上、経営コストの効率化を図りながら、「魅力あるコンパクトなまちづくり」を目指すため、**立地適正化計画に基づき、都市機能及び居住を維持・誘導するための施策を実施し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めます。**

住宅を取り巻く環境は、家族構成の変化や生活スタイル、住まいに対するニーズの多様化など、大きく変化しています。そのため、子育て世帯が安心して子育てできる住まいづくり、高齢者・障がい者が安心して暮らせる住まいづくり、住み慣れた暮らしを継承していくための既存住宅の改修、空き家の適切な維持管理と情報の提供を促進します。

市営住宅の整備については、市の人口・世帯数の動向・持家や民間借家の動向を踏まえ、将来の公営住宅需要を見極め、老朽化した市営住宅の建替・個別改善・維持保全・用途廃止など、長期的な視点を持って市営住宅の整備・効率的な活用に努めます。

また、適切な管理が行われていない空家等が、防災・衛生・景観等の地域住民生活環境に深刻な影響を及ぼすような場合には、深川市空家等対策計画に基づき、適切に対応するとともに、利用可能な空家等については、その活用を増進する方策を検討するなどにより、不適切な空家等の解消に努めます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
持ち家住宅新築件数	年 27 件	5 年間累計 100 件

<具体的な事務事業と担当課>

- ・ 民間住宅助成事業（再掲） 建築住宅課
- ・ 空家、空地情報の発信 建築住宅課
- ・ 市営住宅整備事業 建築住宅課

② 狭あい私道等の整備

安全で安心な住環境や景観を保持するため、より魅力的な環境整備の一環として、市道の整備はもとより、狭あい道路については拡幅を促進して市道認定を行い、整備を実施します。また、市道認定が困難な私道などの舗装等についても、道路整備事業助成制度の拡充を図り道路整備を促進します。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値 (R11)
狭あい私道拡幅促進事業による道路整備	0.8 km (R5 までの累計)	累計 1.4 km
道路整備事業助成による道路整備	0.8 km (R5 までの累計)	累計 1.3 km

<具体的な事務事業と担当課>

- ・ 狭あい私道拡幅促進事業 都市建設課
- ・ 道路整備事業助成 都市建設課

③ バリアフリー化の推進

市街地の道路や公共施設の中には、建設から相当の期間が経過し老朽化が進んでいるものがあり、それらに係るバリアフリー化のための対策の必要性が高まっているこ

とから、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく「深川市バリアフリー基本構想」に基づきバリアフリー化を推進するとともに、景観上も防災上も有益な無電柱化の促進に努めます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値	目標値 (R11)
無電柱化路線	1.6 km (R5 までの累計)	累計 2.4 km

<具体的な事務事業と担当課>

- ・無電柱化事業

都市建設課

(2) 雪国の快適な生活環境づくり

<現況と課題>

本市は、降雪や低温により冬季の国民生活に大きな影響があると国が定めた「積雪寒冷特別地域」にあり、近年は、平均気温が高く、降雪量が少ない「暖冬少雪」といわれる年もありますが、その一方で「数年に一度の猛吹雪」といわれる暴風雪警報が発令されるなど、集中的な降雪などが多発する傾向にあります。

高齢社会が進む中では、家の周りや通路、屋根雪などの除雪が「高齢でできなくなった」「近くに頼める人がいない」「どこに頼んでいいかわからない」など、除雪に関わる不安や悩みをかかえる市民からの相談や問合せなども増えています。

市民が安心してこの町で暮らしていけるという定住条件の改善策としても、市民の多様な除雪ニーズに即した対応策が必要となっています。

① 個人住宅の除排雪サービス

除雪サービスセンターにおいて除雪に関わる相談窓口を設け、高齢などの理由で除雪に苦慮されている市民の除雪相談、現地確認、請負業者の紹介など、相談者へのきめ細やかな対応に取り組み、雪国の快適な生活環境づくりを支援します。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
門口・通路除雪の相談対応件数	年 86 件	年 80 件
家周り等除雪の相談対応件数	年 312 件	年 300 件

<具体的な事務事業と担当課>

- ・生活安心除雪サービス事業

都市建設課、社会福祉課

② 除排雪作業体制の確保

公道をはじめとする道路交通網の冬季の安全確保などのためには、万全な除排雪作業体制が求められますが、そのためには、除排雪機械やオペレーターの確保が必要不

可欠です。

本市が除排雪作業を委託している事業者が、中長期的に業務を円滑に行っていくため、継続的に除排雪作業に従事するオペレーターを確保する費用を支援します。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
市道の除排雪路線	385 km	現状の維持

<具体的な事務事業と担当課>

- ・ 深川市除排雪オペレーター養成事業

都市建設課

(3) 公共交通の確保

<現況と課題>

マイカーの普及や人口減少・少子高齢化などにより、公共交通（鉄道、バス、タクシーなど）の利用者が減少し、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が生じてきています。一方で、高齢化の進行により公共交通機関に頼らざるを得ない市民が増加しており、公共交通の維持・確保の必要性が増していることから、バスの赤字路線への財政的支援や高齢者バス利用料金助成事業を実施しています。

鉄道については、留萌本線の廃線後の代替交通について、沿線自治体などの関係機関と連携し、バス路線の確保を図るとともに、公共交通の維持に努めます。

また、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」により、全て地方公共団体において地域交通計画の策定が努力義務化されたことを受け、令和6年3月に深川市地域公共交通計画を策定し、同計画に基づき持続可能な交通体系の構築を図っています。

○ 市民の交通手段の確保

コンパクトなまちづくりと交通ネットワーク網の関係性（コンパクト・プラス・ネットワーク）が、今後ますます重要となることから、地域にとって望ましい公共交通網のすがたを目指すため、バス路線の維持・確保、公共交通空白地域におけるデマンド型乗合タクシー等の導入検討、公共交通に関する AI・ICT などの未来技術の研究を行うとともに、外部人材（地域活性化起業人制度等）を活用しながら、MaaS※11 技術の導入についても検討を図るなど、持続可能で市民が利用しやすい公共交通網の確立に向けた取り組みを行います。

高齢者に対する施策として、公共交通に関する市内の地域間格差の解消を図るとともに、高齢者の積極的な社会参加を促進するため、引き続き高齢者バス利用料金助成事業を実施します。

また、広域の交通ネットワーク網については、周辺市町をはじめ、国や北海道、交通事業者等と連携しながら維持・確保に努めます。

※11 MaaS (Mobility as a Service の略)

出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な手段をシームレス（切れ目なく）に提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念のこと。具体的にはスマートフォンアプリを用いて、出発地から目的地までの移動手段の検索・予約・決済を一括して行えるサービスなど。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
高齢者バス利用料金助成事業新規登録者数	51人	30人

<具体的な事務事業と担当課>

- ・ 高齢者バス利用料金助成事業 高齢者支援課
- ・ 深川市地域公共交通活性化協議会の運営 まち未来推進課
- ・ 地域公共交通リ・デザインPROJECT まち未来推進課

(4) 安心を支える健康・医療・介護施策の充実

<現況と課題>

高齢化の進行と生活習慣病の増加に伴い、生涯を通じ健康で元気に暮らすことができる健康寿命の延伸が重視されており、健康づくりと介護予防の推進はますます重要となっています。

そのため、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むための支援を充実する必要があります。

さらに、高齢者が安心して暮らし続けることができるよう介護予防を進めるとともに、介護が必要になったときのための介護サービスの充実が必要なほか、地域全体で高齢者を支える体制づくりも求められています。

また、**当市の医療圏域では開業医の減少など医療供給体制の維持が難しくなっています。**そのため、**市立病院の安定的な医療提供体制の確保、並びに持続可能な経営体制の確保のためには、医療需要に見合った病棟の再編や外来診療科数などの検討が必要であります。**

① 健康づくりの推進と疾病予防

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、関係機関・団体などと一緒にあって総合的に健康づくりを推進するとともに、働く世代の死亡を抑制するため、若年期から健康を意識した生活を送れるよう保健事業を推進します。

各種健康教育、健康相談、訪問指導等により健康的な生活習慣の定着を推進するとともに、疾病の予防として、生活習慣病の要因であるメタボリックシンドロームについての知識を普及し、**特定健康診査の受診勧奨に取り組みます。**また、こころの健康（メンタルヘルス）を保てるための**多様な支援体制の充実を図ります。**

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
特定健康診査の受診率	30.3%	60.0%

<具体的な事務事業と担当課>

- ・ 健康教育、健康相談、訪問指導 健康・子ども課
- ・ 特定健康診査・特定保健指導等 健康・子ども課
- ・ がん検診 健康・子ども課

② 深川市立病院における安定的な医療提供体制の確保

全ての市民が安心して必要な医療サービスを受けられるようにするためには、市立病院における医療提供体制の確保と安定的な経営体制が必要です。

現在、市立病院において常勤医師が不在、もしくは少数の診療科（小児科、産婦人科、整形外科、皮膚科、耳鼻いんこう科）は旭川医科大学等からの派遣等で診療体制を確保していますが、継続的な体制確保について課題となっています。

また、安定的な医療提供体制を維持するためには健全な経営が必要です。

そのため、医師確保策として、道内三医大（北大、札幌医大、旭川医大）への医師派遣要請をはじめ、医師の紹介や斡旋をする公的機関や民間業者等を活用するとともに、旭川医科大学医学部の在学生などを対象とした修学資金貸付制度の活用、総合診療専門医・家庭医療専門医の育成に努め、医療提供体制の確保を図ります。

また、看護師の安定的な確保についても課題として捉え、高等看護学院の修学環境の整備、修学資金貸付制度の活用、オープンスクールなど有効な対策を推進します。

健全な経営を推進するため「深川市立病院経営強化プラン」の着実な実行に努め、資金不足が発生することのないよう効率化を図ります。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
経営の安定化（資金不足額／医業収益）	資金不足比率 なし	資金不足比率 20%未満
総合診療専門医・家庭医療専門医数	5人	8人

<具体的な事務事業と担当課>

- ・医師養成修学資金貸付制度（再掲） 市立病院管理課
- ・深川市看護師修学資金貸付制度 市立病院管理課

③ 深川市立病院におけるDXの推進

医療DXとは、保険・医療・介護に関する情報やデータを活かして病気の予防やより良い医療と介護の実現を目指すために社会や生活を変えることを指しますが、医療には、病気の予防、病院への受診、治療、介護などさまざまな段階があります。それぞれの段階において健康診断、カルテ、診療報酬などから多くの各種データを得ることが可能となっており、それらのデータを活かしてオンライン資格確認や電子カルテ情報の標準化などを行い、患者さん自身が病気の予防に取り組み、効率的に医療や介護の資源を活用できるようにする仕組みを整えていくことが課題となっています。

また、得られた情報を新たな薬剤や治療法に役立てることも医療DXの柱の一つですが、医療DXの種類が多さや開発の速度は速いため、効果的な物の導入の検討・見極めが必要であります。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
生成 AI 活用によるオンライン問診	未導入	導入
スマホアプリによる診察待順案内	未導入	導入

<具体的な事務事業と担当課>

- ・医療DXの導入の推進

市立病院管理課

④ 介護予防と地域の支え合い体制の推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにする地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、また高齢者が自ら健康づくりや介護予防に関する取り組みを進めるための、フレイル予防の普及啓発や介護予防サポーター養成などの様々な介護予防事業を一体的に実施していきます。

さらに、今後増加することが予想されるひとり暮らしの高齢者をはじめ、要支援・要介護高齢者、認知症高齢者等が安心して地域で暮らし続けることができるよう、日頃から地域全体で見守る体制づくりと支え合い活動を推進していきます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
介護予防サポーター講座の受講者数	23人	15人

<具体的な事務事業と担当課>

- ・介護予防サポーター養成講座

高齢者支援課

(5) 未来を担う人づくり

<現況と課題>

活力あるまちづくりに資するため、次代を担う世代の育成は重要です。これまでも地域づくりをはじめ、教育、産業などの分野における活動を支援することにより、人材の育成を進めてきましたが、今後も引き続き、積極的な支援が必要です。

特に将来を担う児童生徒に対しては、学力や体力の向上はもちろんのこと、深川の自然や産業、歴史など地域に根ざした教育課程を編成し、農業体験や職場体験、郷土学習など様々な教育活動を通して、ふるさと深川に愛着と誇りを持った人材の育成に努めています。

深川市内小中学校の児童生徒の学力については、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施されている全国学力・学習状況調査において、全国平均に届かない教科があり、また、実施年度によっても変動が見られることから、今後も確かな学力の定着を図る必要があります。

将来の地域を担う人材を育成するためには、地域に根差した教育の充実や異なる学校種間における連携が重要であるとともに、地域に親しむ機会を創出することは、人口減少対策にとっても有効な施策です。

社会教育における人材育成の取組みについては、市民で構成する生涯学習推進委員が企画運営する「まなびピア」などの生涯学習推進事業を開催し、市民が多様なテ-

マについて学習できるようにしています。また、平成 26 年度からは拓殖大学北海道短期大学等の協力により、市民向けの公開講座を開催しており、大学教授等から講話を聞く貴重な機会であることから、市民が楽しみながら教養を高めるなど、生涯学習を通して、人づくり、地域づくりに努めています。

そして、令和 8 年度には中央公民館の代替となる生涯学習機能と交流機能、交通機能を併せ持つ複合施設が開設となります。多様な学習活動が展開できるよう市民ニーズとデジタル社会に対応する施設整備と維持管理、事業運営に取り組む必要があります。

① 人材の育成

広く市民に対して、まちづくりや地域づくりに参画する意識や機運の醸成に努めるとともに、国内外での調査研修、講演会の開催、国際交流、就農や商工業に関する研修などに対して支援する人材育成事業を推進します。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
人材育成事業を活用した研修等の参加者数	年 5 人	年 10 人以上

<具体的な事務事業と担当課>

- ・人材育成事業

まち未来推進課、農政課
商工労働観光課

② 小中学校児童生徒の学力向上等への取組み

学校生活における個に応じたきめ細かなサポートにより、児童生徒の学習意欲や健康・体力の向上を図るとともに、引き続き、特色ある教育活動や社会科副読本の活用による、ふるさと深川を思う心の育成に努めます。

児童生徒における一人一台端末の日常的な利活用や、先端技術の活用の検証を通じた教職員の校務を見直し、児童生徒に接する機会の確保と教育 DX を推進します。

また、全国学力・学習状況調査の結果と要因を分析して課題を整理する中で、学力向上及び定着に向けた取組みを推進し、教科ごと平均正答率が全国平均を上回るよう児童生徒の学力向上を目指します。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (H31.4)	目標値 (R6)
全国学力・学習状況調査における深川市平均正答率と全国平均正答率の比較	国語(小学校) 61% 算数(小学校) 65% 国語(中学校) 72% 数学(中学校) 58%	国語(小学校) 上回る 算数(小学校) 上回る 国語(中学校) 上回る 数学(中学校) 上回る

<具体的な事務事業と担当課>

- ・学習サポートプログラム事業
- ・子ども未来応援プロジェクト

学務課
学務課

③ 地域に根差した教育の推進（小・中学校、高校、短大）

地域に根差した教育を充実するため、小学校から高等学校・大学まで、この地域ならではの特色を生かした教育の連携を目指します。

未来を担う子ども達の将来の進路選択幅を広げるうえで、特徴ある教育を実践している深川西高等学校及び深川東高等学校両校の存続が必要であることから、入学者確保に向けて実施する学校の魅力づくりの支援、首都圏を中心とした道外などからの生徒受入対策の推進、高校と短大との連携支援に努めます。

加えて、地域ならではの新しい価値を創造し、地域を支えることのできる人材の育成を行うため、地域と教育機関の協働によるコンソーシアムの構築やコーディネーターの配置・活用など、地域と教育機関が連携して行う、課題解決等の探究的な学びの実現に向けた取り組みを支援します。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
市内の高校数	3校	現状維持

<具体的な事務事業と担当課>

- ・深川市公立高等学校の魅力ある学校づくり事業支援交付金 学務課
- ・道外などからの生徒受入対策の推進 まち未来推進課
- ・拓殖大学北海道短期大学振興助成 まち未来推進課
- ・クラーク記念国際高等学校振興事業 まち未来推進課
- ・若年者人材力向上環境整備事業（普通運転免許助成事業） まち未来推進課

④ 生涯学習の充実

子どもから高齢者までの市民が、自主的、主体的に様々な分野での学習活動に取り組めるよう、各種の生涯学習推進事業や市民公開講座をはじめとした学習機会の提供と充実に努めます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
生涯学習出前講座の開催回数	年 29 回	年 36 回

<具体的な事務事業と担当課>

- ・生涯学習出前講座

生涯学習スポーツ課

(6) 防災などの暮らしの安全

<現況と課題>

地域防災力の向上や地域の安心安全な暮らしのため、地域防災計画の改定、防災資機材や食料備蓄品の購入、各種団体等との防災協定の締結を促進するとともに、地域へ出向いての防災講話や防災訓練を行っています。

災害発生時の避難行動や避難所運営には、地域単位で協力し助け合い活動することが必要となるため、平常時に自主防災組織を結成して役割分担を明確にし、日ごろから訓練をすることが重要です。

近年大規模化する自然災害等の発生から市民の人命などを保護するため、防災ガイドブック（ハザードマップ）を活用し、地域の特性に応じた防災情報の提供や市民の防災意識の向上を図り、災害時には市民が円滑な避難行動をとることができるよう努めています。

また、自然災害が発生した場合、市民に避難指示等の防災情報を迅速かつ的確に伝達することは、災害から市民の安全を守るうえで極めて重要であり、災害時における市民への情報伝達を的確に行うため、防災行政無線をはじめとする様々な災害情報手段を整備し、情報伝達体制を構築する必要があります。

また、災害時に支援が必要となる高齢者などを地域で見守るための体制づくりについても、さらに対象者の把握に努めていくことが必要です。

○ 地域防災の推進

防災意識の高揚と実践力を養うため、自主防災組織の立ち上げなどに支援を行うとともに、町内会や団体等に対する防災訓練等の呼びかけ、定期的な総合訓練等を実施します。

防災行政無線をはじめとする様々な災害情報手段により、市民に避難指示等の防災情報を伝達する体制を整備します。

まちなか居住エリアでの都市景観の向上に加え、防災対策（緊急輸送道路、避難路の確保）、バリアフリー化などの観点から無電柱化を推進します。

また、国が進めている国土強靱化の取り組みについては、市としても地域計画策定等を行い推進していくとともに、市役所庁舎は、施設設備の老朽化に加え耐震性等が著しく不足していることから、高い耐震性や非常用電源を確保するなど防災拠点としての機能強化を図り、ユニバーサルデザインやバリアフリー機能等を取り入れた新たな庁舎の建設に取り組み、市民の利便性向上や安心安全な暮らしを守る環境の整備に努めます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
自主防災組織率※	37.1%	50.0%
無電柱化路線（再掲）	1.6 km (R5 までの累計)	累計 2.4 km

※結成された地域の世帯数／全世帯数×100(%)

<具体的な事務事業と担当課>

- ・地域防災活動支援
- ・無電柱化事業（再掲）

総務課
都市建設課

(7) カーボンニュートラルの推進

<現況と課題>

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現のため、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくことを表明しています。

本市においても、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティふかがわ」の実現を目指すため、本市が事業所として排出する温室効果ガスの排出量削減を目的とした「深川市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」を令和6年3月に策定しました。

2050年カーボンニュートラルの実現のためには、事業所としての市の取組のほか、市民や事業所等と連携した市内全域による取組が重要です。

○ カーボンニュートラルの推進

地球温暖化対策実行計画【事務事業編】に基づき、深川市が実施する事務及び事業に関し、省エネルギー行動の継続的な実践、建物・設備等の省エネルギー化、再生可能エネルギー設備の導入検討などを推進し、温室効果ガスの排出量削減に努めます。

また、2050年カーボンニュートラルの実現のためには、深川市全体の対応が必要となることから、市内の各家庭や事業所における温室効果ガスの排出削減活動や、深川市全体の温室効果ガス削減目標を定める「深川市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」の策定に努めます。

<重要業績評価指標(KPI)>

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
市が事業所として排出するCO ₂ 排出量	9,892t-CO ₂	6,790t-CO ₂

<具体的な事務事業と担当課>

- ・各種行政事務における省エネルギー行動の継続的な実践
- ・建物、施設の省エネルギー化の推進
- ・再生可能エネルギーの有効活用
- ・地球温暖化対策実行計画【区域施策編】の策定

市民生活課

(8) デジタル技術を活用した市民生活の質の向上

<現況と課題>

ICTの進化やネットワーク化により、経済や社会の在り方が急速に変化し、人々のライフスタイルも多様化する中、デジタル技術を活用し、様々な社会課題の解消を図ろうとする取り組みが全国的に行われています。本市においてもデジタルの力を活用することで、行政業務の生産性や市民生活の質の向上を図り、持続可能で活力あるま

ちづくりを行うことが求められています。

特に行政サービスの維持や向上に向けて、AI や MaaS を活用した効率的な行政業務のデジタル化、高齢者が取り残されることのないデジタルデバインド対策などが喫緊の課題です。

また、情報発信面においては、デジタル媒体の普及とともにインターネットや SNS から情報を収集することが容易となったことで、市民の皆さんが自分に必要な情報や欲しい情報を取捨選択しながら受け取る形に移行してきており、特に災害などの緊急情報は、被害の拡大を防ぐため、よりリアルタイムな発信が求められています。

① 行政サービスの効率的なデジタル化

窓口対応や各種手続きの電子化、オンライン問合せなど多様な住民サービスへの対応、内部決裁の電子化や AI 活用による職員の生産性向上など多角的にデジタル化を進めていく必要があります。

市役所に来庁せずとも、手続き・サービスが一貫してデジタルで完結させられるオンライン化への取り組みの第一歩として、令和6年3月より住民票等のコンビ二交付を開始しました。市民の利便性向上のため、引き続きコンビ二交付の利用推進に向けた周知活動に努め、利用者の拡大を図ります。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
コンビ二交付による証明書発行件数	181 件	2,300 件

<具体的な事務事業と担当課>

- ・住民票等コンビ二交付の利用推進 市民生活課

② 公式 LINE アプリを活用した情報発信

対象者を絞った発信やリアルタイムな発信を継続させるとともに、公式 LINE に実装している各種機能を組み合わせた効果的な運用に努め、市民サービスの向上を図り、公式 LINE 登録者数の増加を目指します。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R6.12)	目標値 (R11)
公式 LINE 登録者数	2,000 人	3,750 人

<具体的な事務事業と担当課>

- ・公式 LINE の運用 秘書課

③ デジタル技術を活用した高齢者の健康づくり・介護予防

フレイル予防などの情報発信や各種高齢者向け講習会の参加受付、服薬などの健康状態に関する自己管理機能、困りごとを解決できる助け合いサービスを LINE などにより整備することでモバイルデバイスの利用を促進するとともに、モバイルデバイス

に関する講習会や相談窓口によるフォローアップ体制を充実させることで、デジタルデバイド解消の先に健康寿命の延伸や高齢者向けサービスの充実を図るものです。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
高齢者層の公式 LINE 登録者数	259 人	380 人

<具体的な事務事業と担当課>

- | | |
|------------------|---------|
| ・介護予防普及啓発事業 | 高齢者支援課 |
| ・スマホ教室 | 総務課 |
| ・スマホ相談窓口 | 総務課 |
| ・0歳児保護者の子育て支援アプリ | 健康・子ども課 |

(9) デジタル技術を活用した行政サービスの推進

<現況と課題>

ICT の進化やネットワーク化により、経済や社会の在り方が急速に変化し、人々のライフスタイルも多様化する中、デジタル技術を活用し、様々な社会課題の解消を図ろうとする取り組みが全国的に行われています。本市においてもデジタルの力を活用することで、行政業務の生産性や市民生活の質の向上を図り、持続可能で活力あるまちづくりを行うことが求められています。

特に行政サービスの維持や向上に向けて、AI や MaaS などのデジタル技術を活用した行政業務の効率化、デジタルデバイド対策などが喫緊の課題です。

また、情報発信面においては、デジタル媒体の普及とともにインターネットや SNS から情報を収集することが容易となったことで、市民の皆さんが自分に必要な情報や欲しい情報を取捨選択しながら受け取る形に移行してきており、特に災害などの緊急情報は、被害の拡大を防ぐため、よりリアルタイムな発信が求められています。

**○ デジタル技術を活用した行政運営の効率性・効果性の向上
および地域課題の解決**

AI や MaaS などのデジタル技術や様々なデジタルサービスの活用により行政運営の効率性・効果性の向上を図る。また、情報通信技術などの未来技術を活用することでデジタルデバイドを含めた地域の諸課題解決に取り組む。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
効率性・効果性が向上した行政サービス	0 事業	累計 1 事業
未来技術の活用により解決・改善した地域課題	0 事業	累計 3 事業

<具体的な事務事業と担当課>

- ・効率性・効果性が向上した行政サービス
- ・未来技術の活用により解決・改善した地域課題

(10) 広域連携の推進

<現況と課題>

広域連携については、北空知圏域を中心に一部事務組合（深川地区消防組合、北空知衛生センター組合、北空知圏学校給食組合など）、機関等の共同設置（介護認定審査会事務、北空知地域いじめ問題対策専門家会議事務など）、事務の委託（旅券・戸籍・消費生活相談等に関する事務など）等の手法により、幅広く広域で実施しています。

このようななか、平成 30 年 3 月に深川市は、国の定住自立圏構想に基づく中心市宣言を行い、妹背牛町・秩父別町・北竜町・沼田町とそれぞれ定住自立圏形成協定を締結するとともに、同年 10 月には、圏域の将来像や具体的な取り組みなどを示した「北空知定住自立圏共生ビジョン」を策定しました。現在は「第 2 次北空知定住自立圏共生ビジョン」の計画期間中となっており、さらに連携した取り組みを推進することを目指しています。

人口減少対策においては、広域連携が重要な視点であることから、北空知圏域をはじめとする広域連携を一層進めていくことが重要です。

○ 北空知圏域をはじめとする広域連携の推進

北空知定住自立圏共生ビジョンでは、医療・福祉・教育・産業振興などの「生活機能の強化に係る政策」、地域公共交通・道路等の交通インフラの整備などの「結びつきやネットワークの強化に係る政策」、人材育成などの「圏域マネジメント能力の強化に係る政策」を推進していくとしており、引き続き、北空知圏域における広域連携について、この共生ビジョンに基づき取り組みを進めます。

なお、北空知定住自立圏共生ビジョンの推進については、北空知圏域の行政課題等を協議する「北空知圏振興協議会」において協議を行うとしていますので、この組織において新しい事業の取り組みについても検討します。

また、安全で安心して暮らせる地域社会を形成することなどを目的に、北空知圏域以外における広域連携についても検討を進めます。

<重要業績評価指標 (KPI) >

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
広域連携による事務事業数	累計 25 事業	累計 25 事業

<具体的な事務事業と担当課>

- ・北空知圏振興協議会の運営 まち未来推進課
- ・北空知定住自立圏共生ビジョンの推進 まち未来推進課
- ・北海道空知地域創生協議会による空知の魅力発信事業 まち未来推進課

1. 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略における SDGs の考え方

① SDGs とは

「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国、開発途上国を問わない国際社会共通の目標です。

SDGsは、国際社会全体の開発目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。



② SDGs に関する国の動き

2016年12月に国のSDGs推進本部において、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が決定され、国として優先的に取り組むべき8つの優先課題と具体的施策を定めるとともに、SDGs推進にあたっての自治体の役割の重要性を指摘されています。また、2019年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」においては、地方公共団体におけるSDGsの普及促進などが示されています。

③ SDGs に関する北海道の動き

北海道において、道民がSDGsについて考え、自らの行動につなげていくための指針として、2018年12月に「北海道SDGs推進ビジョン」が策定され、道内におけるSDGsの主流化や多様な主体が連携・協働した取り組みを促進し、北海道全体でSDGsの推進を図ることが位置付けられました。また、SDGsのゴール等に照らした、北海道の直面する課題、独自の価値や強みを踏まえた「めざす姿」などが示されています。


④ 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略における SDGs の考え方

本市の総合戦略では、人口減少下においても、将来にわたり安心して暮らし続けることのできる「持続可能なまちづくり」を進めることを取り組みの基本方向としており、SDGsの理念と合致する各種施策の推進を図ることによって、SDGsの目標達成にも資するものと考えます。


「北海道SDGs推進ビジョン」などの指針を勘案し、総合戦略における「4つの基本目標」「主要施策」「関係する主な数値目標及びKPI」について、SDGsの目指す17の目標に照らし分類することによって、取り組みの方向性を示しています。


SDGs に掲げられる目標


本市の現状と課題や、北海道 SDGs 推進ビジョンを踏まえた取り組みの方向性を示しています。


	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる (健康・福祉) 子ども達が健やかに成長できる環境の整備など、地域全体で子どもを見守り育てる社会づくりや、高齢者、障がいのある方々などが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会づくりが必要となっています。	
	総合戦略	主要施策
基本目標 3	(2) 子育て支援の充実	・待機児童 ほか
基本目標 4	(4) 安心を支える健康・医療・介護施策の充実	・市立病院に勤務する常勤医師数 ほか

SDGs が目指す目標に合致する、総合戦略における「基本目標」「主要施策」「関連する主な数値目標及び KPI」


	飢餓を終わらせ食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する (農林業) 農林業の生産力強化や所得の確保が必要となっています。	
	総合戦略	主要施策
基本目標 1	(1) 本市を支える農業等の維持発展	・主要作物作付面積 ほか


	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する (健康・福祉) 安心して子育てできる社会づくりや将来にわたり安心できる地域医療の確保、市民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの推進と疾病の予防が必要となっています。	
	総合戦略	主要施策
基本目標 3	(2) 子育て支援の充実 (3) 周産期医療の提供体制等の確保	・保育所保育料の助成割合 ほか
基本目標 4	(2) 雪国の快適な生活環境づくり (4) 安心を支える健康・医療・介護施策の充実 (8) デジタル技術を活用した市民生活の質の向上	・市道の除排雪路線 ほか

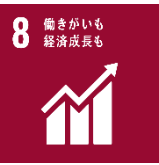
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する (教育) 人口減少社会にあっても地域の教育水準を維持するため、地域の特性や実情等を考慮した教育環境の充実が必要となっています。	
	総合戦略	主要施策
基本目標 4	(5) 未来を担う人づくり	・人材育成事業を活用した研修等の参加者数 ほか


	ジェンダー平等*を実現し、すべての女性の可能性を広げる (男女平等参画・女性の活躍) 男女を問わず、育児や介護を行いながら安心して働ける環境づくりが必要となっています。さらに、地方自治体の政策や企業等の経営における方針決定の場への女性の参画促進が必要となっています。	
	総合戦略	主要施策
基本目標 3	(2) 子育て支援の充実 (4) 仕事と子育てを両立できる環境づくり	・病児・病後児保育の利用人数 ほか


※社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー/gender）」という。


	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する (環境) 生物多様性の保全や、木材生産など様々な機能を有する森林の整備・保全、水資源の保全が必要となっています。	
	総合戦略	主要施策
基本目標 1	(1) 本市を支える農業等の維持発展	・市有林の整備面積 ほか
基本目標 4	(7) カーボンニュートラルの推進 (10) 広域連携の推進	・市が事業所として排出するCO ₂ 排出量 ほか


	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する (エネルギー) 省エネの推進や、持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラの拡大が必要となっています。	
	総合戦略	主要施策
基本目標 4	(6) 防災などの暮らしの安全 (7) カーボンニュートラルの推進 (10) 広域連携の推進	・無電柱化路線 ほか


 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	
	<p>(雇用) 良質で安定的な雇用の場や産業人材の育成・確保、多様な働き手の就業支援等が必要となっています。</p> <p>(中小企業) 地域の経済・雇用を支える中小企業の振興が必要となっています。</p> <p>(観光) 豊かな自然・文化・歴史を保全するとともに、地域社会と共生する滞在交流型の観光づくりや、国内外への効果的な誘客活動による旅行市場の拡大が必要となっています。</p>	
総合戦略	主要施策	関連する主な数値目標及びKPI
基本目標 1	(1) 本市を支える農業等の維持発展 (2) 地域資源を活かしたものづくり産業の振興 (3) 企業の経営体質強化と商店街づくり (4) 企業誘致の推進 (5) 労働力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・創業支援事業者件数 ・就職奨励金事業 ほか
基本目標 2	(1) 移住・定住の推進 (2) 関係人口の創出・拡大 (3) 観光・スポーツ・文化などを通じた交流人口等の拡大 (4) 本市の魅力を発信	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客入込数 ・移住件数 ほか
基本目標 3	(4) 仕事と子育てを両立できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育の利用人数 ほか
基本目標 4	(5) 未来を担う人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成事業を活用した研修等の参加者数 ほか


 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	
	<p>(地域産業) 高い付加価値を生み出すものづくり産業等の振興が必要となっています。</p> <p>(インフラ) 国内外との人流・物流拡大を一層促進するための基幹的な交通ネットワークや交通基盤の充実が必要となっています。</p>	
総合戦略	主要施策	関連する主な数値目標及びKPI
基本目標 1	(1) 本市を支える農業等の維持発展 (2) 地域資源を活かしたものづくり産業の振興 (3) 企業の経営体質強化と商店街づくり (4) 企業誘致の推進 (5) 労働力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物生産量 ・市の支援により工場等を新設及び増設した企業数 ほか
基本目標 2	(4) 本市の魅力を発信	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用した情報発信
基本目標 3	(4) 仕事と子育てを両立できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育の利用人数 ほか
基本目標 4	(3) 公共交通の確保 (5) 未来を担う人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者バス利用料金助成事業登録者数 ほか


	各国内及び各国間の不平等を是正する	
	(安心・安全) 人々が互いに尊重しあう社会づくりが必要となっています。	
総合戦略	主要施策	関連する主な数値目標及びKPI
基本目標 3	(2) 子育て支援の充実 (4) 仕事と子育てを両立できる環境づくり	・保健師による新生児訪問率 ほか
基本目標 4	(6) 防災などの暮らしの安全	・自主防災組織率 ほか


	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する	
	(地域) 人口減少が進む中、持続可能なまちづくりを行うためには、多様な主体の連携、日常生活に必要な不可欠な生活交通の確保など、さまざまな施策を総合的に推進する必要があります。	
総合戦略	主要施策	関連する主な数値目標及びKPI
基本目標 1	(1) 本市を支える農業等の維持発展 (2) 地域資源を活かしたものづくり産業の振興 (3) 企業の経営体質強化と商店街づくり (4) 企業誘致の推進 (5) 労働力の確保	・主要作物作付面積 ほか
基本目標 2	(1) 移住・定住の推進 (2) 関係人口の創出・拡大 (3) 観光・スポーツ・文化などを通じた交流人口等の拡大 (4) 本市の魅力を発信	・移住件数 ほか
基本目標 3	(1) 男女の出会いをつくる (2) 子育て支援の充実 (3) 周産期医療の提供体制等の確保 (4) 仕事と子育てを両立できる環境づくり	・合計特殊出生率 ほか
基本目標 4	(1) 住環境の整備 (2) 雪国の快適な生活環境づくり (3) 公共交通の確保 (4) 安心を支える健康・医療・介護施策の充実 (5) 未来を担う人づくり (6) 防災などの暮らしの安全 (7) カーボンニュートラルの推進 (8) デジタル技術を活用した市民生活の質の向上 (9) デジタル技術を活用した行政サービスの推進 (10) 広域連携の推進	・住みよいまちと感じている人の割合 ほか


	持続可能な生産消費形態を確保する	
	<p>(環境) 第2次深川市環境基本計画に基づく3R（リデュース・リユース・リサイクル）の一層の推進や廃棄物の適正処理が必要となっています。</p> <p>(観光) 観光事業者のみならず農林業や商業など地域の多様な関係者の参画により、観光客のニーズ分析を踏まえた取り組みが必要となっています。</p>	
総合戦略	主要施策	関連する主な数値目標及びKPI
基本目標 1	(1) 本市を支える農業等の維持発展 (2) 地域資源を活かしたものづくり産業の振興	・ 主要作物作付面積 ほか
基本目標 2	(3) 観光・スポーツ・文化などを通じた交流人口等の拡大 (4) 本市の魅力を発信	・ 道の駅ライスランドふかがわの来館者数 ほか
基本目標 4	(7) カーボンニュートラルの推進	・ 市が事業所として排出するCO ₂ 排出量

	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	
	<p>(防災) 大規模自然災害の発生に備えた地域防災力の向上や災害に強い地域づくりが必要となっています。</p>	
総合戦略	主要施策	関連する主な数値目標及びKPI
基本目標 1	(4) 企業誘致の推進	・ 市の支援により工場等/new設及び増設した企業数
基本目標 2	(1) 移住・定住の推進	・ 移住件数 ほか
基本目標 4	(6) 防災などの暮らしの安全 (7) カーボンニュートラルの推進	・ 自主防災組織率 ほか

	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	
	<p>(環境) 臨海都市に限らず、陸上活動による汚染対策などを講じる必要があります。</p>	
総合戦略	主要施策	関連する主な数値目標及びKPI
基本目標 1	(1) 本市を支える農業等の維持発展	・ 民有林の整備面積 ほか
基本目標 4	(7) カーボンニュートラルの推進 (10) 広域連携の推進	・ 市が事業所として排出するCO ₂ 排出量 ほか

	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	
	<p>(農林業) 生物多様性の保全、木材生産など様々な機能を有する森林の整備・保全が必要となっています。</p>	
総合戦略	主要施策	関連する主な数値目標及びKPI
基本目標 1	(1) 本市を支える農業等の維持発展	・ 市有林の整備面積 ほか
基本目標 4	(7) カーボンニュートラルの推進	・ 市が事業所として排出するCO ₂ 排出量 ほか

 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>(安心・安全) 平和運動の推進や安心して暮らせる社会の実現が必要となっています。</p> <p>(教育) 家庭・学校・地域社会・関係機関が連携し、いじめ・不登校の未然防止や早期対応に向けた取り組みが必要となっています。</p>	
	総合戦略	主要施策
基本目標 4	(5) 未来を担う人づくり	・ 住みよいまちと感じている人の割合 ほか

 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p> <p>(推進体制) 多様な主体の連携・協同関係を構築することなどが必要となっています。</p>	
	総合戦略	主要施策
基本目標 1	(1) 本市を支える農業等の維持発展 (2) 地域資源を活かしたものづくり産業の振興 (3) 企業の経営体質強化と商店街づくり (4) 企業誘致の推進 (5) 労働力の確保	・ 主要作物作付面積 ほか
基本目標 2	(1) 移住・定住の推進 (2) 関係人口の創出・拡大 (3) 観光・スポーツ・文化などを通じた交流人口等の拡大	・ 移住件数 ほか
基本目標 3	(1) 男女の出会いをつくる (2) 子育て支援の充実 (3) 周産期医療の提供体制等の確保 (4) 仕事と子育てを両立できる環境づくり	・ 合計特殊出生率 ほか
基本目標 4	(1) 住環境の整備 (2) 雪国の快適な生活環境づくり (3) 公共交通の確保 (4) 安心を支える健康・医療・介護施設の充実 (5) 未来を担う人づくり (6) 防災などの暮らしの安全 (10) 広域連携の推進	・ 住みよいまちと感じている人の割合 ほか

2. まち・ひと・しごと創生法

○まち・ひと・しごと創生法

(平成二十六年十一月二十八日)

(法律第百三十六号)

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略(第八条)

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(第九条・第十条)

第四章 まち・ひと・しごと創生本部(第十一条—第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(基本理念)

第二条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が

促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

3 国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、基本理念に配慮してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第七条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略

第八条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 まち・ひと・しごと創生に関する目標

二 まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。

6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が構すべき施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講すべき施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第四章 まち・ひと・しごと創生本部

(設置)

第十一条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第十三条 本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもって組織する。

(まち・ひと・しごと創生本部長)

第十四条 本部の長は、まち・ひと・しごと創生本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(まち・ひと・しごと創生副本部長)

第十五条 本部に、まち・ひと・しごと創生副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、国务大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(まち・ひと・しごと創生本部員)

第十六条 本部に、まち・ひと・しごと創生本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国务大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第十七条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第十八条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第十九条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章から第四章までの規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第三八一号で平成二六年一二月二日から施行)

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3. 策定までの経過

深川市の第3期総合戦略の策定に向けた経過としては、令和6（2024）年8月に開催された深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内検討委員会（以下 庁内検討委員会という）・庁議・深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会（以下 推進協議会という）において、第2期における成果の進捗状況の確認や評価、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の内容を勘案した次期総合戦略及び人口ビジョンの方向性などの協議を行い、この協議結果に基づき「第2期のまとめ」を作成しました。

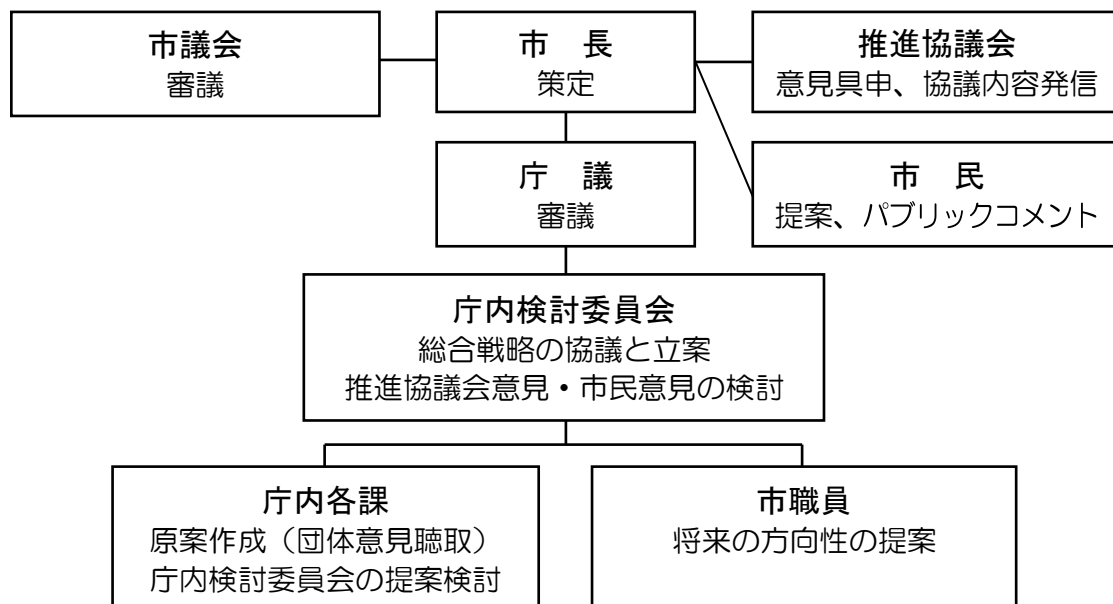
その後、10月に開催した庁内検討委員会において改訂に伴う具体的な作業が決定したことを受けて、素案策定に向けた全庁的な作業が本格化し、併せて市のホームページ等を通じて、地方創生に関する市民等へのアイデアの募集を行い、6件の提案等が集約できたため、これらのアイデアについても、関係所管において次期総合戦略への反映の検討を行いました。

本市の次期総合戦略及び人口ビジョン改訂版の素案は、1月の庁議及び庁内検討委員会で協議し、併せて推進協議会に対して素案の説明及び意見の集約を行いました。

市議会における審議については、12月に開催された令和6年第4回定例会において「地方創生特別委員会」が設置されて以降、策定までに5回の審議をいただきました。

このように次期総合戦略及び人口ビジョン改訂版に対する意見が取りまとめられた後、市のホームページ等を通じてパブリックコメントを実施し、令和7（2025）年3月に第3期総合戦略及び人口ビジョン改訂版を策定しました。

○策定体制図



4. 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会

(1) 設置要綱

深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定に基づく深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進にあたり、広く市民及び有識者等からの意見を聴くため、深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べるができるものとする。

- (1) 総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (2) 総合戦略の効果検証及び見直しに関すること。
- (3) その他目的達成に必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業界、教育機関、金融機関、労働団体等の関係者
- (2) 住民の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には、委員の互選により、会長及び副会長をそれぞれ1人を置く。

- 2 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、協議会に代理人を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理人の氏名等を報告することにより、その代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画総務部まち未来推進課において処理する。

(委任)

第8条 協議会の運営に関し、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年5月21日から施行する。

附 則(令和5年7月24日訓令第56号)

この訓令は、令和5年8月1日から施行する。

附 則(令和5年9月19日訓令第66号)

この訓令は、令和5年10月10日から施行する。

(2) 委員一覧

深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会委員

区分	団体及び役職名	協議会役職
住民代表	深川市町内会連合会連絡協議会 会長	会長
	深川市社会福祉協議会 会長	
	深川市民生児童委員連合協議会 副会長	
	深川市シルバークラブ連合会 会長	
	特定非営利活動法人深川市手をつなぐ育成会 理事長	
	一般社団法人深川医師会 会長	
	深川市保健推進員会 会長	
	深川市PTA連合会 副会長	
	深川市青少年健全育成連絡協議会 副会長	
	深川市男女平等参画推進協議会 副会長	
	深川市移住定住サポートセンター運営協議会 監事	
産	きたそらち農業協同組合 常務理事	
	深川市内 JA 女性部連絡協議会 副会長	
	深川商工会議所 副会頭	
	一般社団法人深川青年会議所 理事長	
	深川市商店街振興組合連合会 副理事長兼専務理事	
	深川建設業協会 副会長	
学	深川市教育委員会 教育委員	
	拓殖大学北海道短期大学 学長補佐	副会長
金	株式会社北洋銀行深川支店 課長	
	北空知信用金庫 地域振興グループ長	
労	連合北海道深川地区連合会 執行委員	
言	株式会社北空知新聞社 代表取締役社長	
官	深川市 副市長	
オブザーバー	北海道空知総合振興局地域政策部 地域創生部長	
事務局	深川市企画総務部まち未来推進課企画係	

(3) 会議の開催状況

深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会 会議

第1回

日時 令和6(2024)年8月26日

場所 深川市役所デ・アイ1階会議室

内容 委嘱状交付、会長あいさつ、議事

議事の内容

- (1) 第3期深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョン策定の方向性について
- (2) 第2期深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略令和5年度実績評価について
- (3) その他

出席委員数 18人

第2回

日時 令和7(2025)年1月20日

場所 深川市役所大会議室

内容 会長あいさつ、議事

議事の内容

- (1) 深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン改訂版(素案)について
- (2) 第2期深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)について
- (3) その他

出席委員数 22人

5. 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内検討委員会

(1) 設置要綱

深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づく深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するため、深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 総合戦略の立案及び調整に関すること。
- (2) 総合戦略の見直し及び効果検証に関すること。
- (3) その他目的達成に必要と認められる事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員長は、**まち未来推進**課長とし、委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括し、これを代表する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画総務部**まち未来推進**課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月21日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令第27号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月19日訓令第66号）

この訓令は、令和5年10月10日から施行する。

別表（第3条関係）

総務課長	税務財政課長	社会福祉課長
高齢者支援課長	健康・子ども課長	商工労働観光課長
農政課長	都市建設課長	建築住宅課長
学務課長	生涯学習スポーツ課長	

(2) 会議の開催状況

深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内検討委員会 会議

第1回

日時 令和6(2024)年8月8日

協議事項

- (1) 第3期 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンの策定について
- (2) 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価検証について
- (3) その他

第2回

日時 令和6(2024)年10月3日

協議事項

- (1) 第3期 深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンの策定について
- (2) その他

第3回

日時 令和7(2025)年 月 日

協議事項

- (1) 深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン改訂版(素案)について
- (2) 第2期深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)について
- (3) 地方創生特別委員会について
- (4) その他

6. 意見募集等の状況

(1) まち・ひと・しごと創生に関するアイデア募集

募集期間 令和6年10月21日～11月11日
対象者 どなたでも応募可能（市内・市外、個人・団体、年齢を問わない）
周知方法 市ホームページ、推進協議会委員及び大学・高校への送付等
提案数 アイデア提案等6件

(2) パブリックコメント（意見募集）

募集期間 令和7年2月21日～3月16日
対象者 市民等（市内に住所を有する者、市内事業所に勤務する者等）
公表方法 市ホームページ、市役所・支所での閲覧配付
意見 0件

7. 深川市議会地方創生特別委員会

委員 委員長 北村 薫
副委員長 田畑 陽美
委員 村上 誠、新田 旺、山本 時雄、佐々木 一夫
設置 令和7年12月5日
調査 令和7年12月16日
令和7年1月24日
令和7年2月17日
令和7年3月18日

8. 庁議

組織 市長、副市長、教育長、部長職
審議 令和6年8月9日
令和7年1月29日
令和7年 月 日 人口ビジョン（改訂版）・第2期総合戦略の決定

第3期
深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

発行日 令和7年 月
発行者 北海道深川市
住 所 〒074-8650 深川市2条 17 番 17 号
電 話 0164-26-2246 (企画総務部まち未来推進課)
F A X 0164-22-8134
E mail machimi@city.fukagawa.lg.jp